

総合計画審議会 第4回 第1部会

平成18年8月7日(月)1時半から4時半

市役所本館6階 第3委員会室

(事務局)

本日、桜内委員、真谷委員がご欠席でございます。過半数の委員の皆さまがご出席でございますので、会議は成立しております。

はじめに、資料のご確認をお願いいたします。まずA3縦長の資料1でございますが、当部会でお出しいただきましたご意見の概要、それについての対応案をまとめたものでございます。第2回の部会、第3回の部会でのご意見を一緒にまとめたものでございます。

資料2でございますが、同じくA3の縦長でございます。部会長会議調整案」と白抜きで書かれたものでございます。これにつきましては、第1部会から第3部会を通しまして、ご意見の内容、それに対する修正案を一覧でまとめたものでございます。これにつきましては、去る8月1日の部会長会議に提出をされ、調整をされたものでございます。

それに対応いたします、A4判の「素案の修正案、全部会」というものがございます。これは、具体的な修正内容について記載をしたものでございます。

なお、封筒の中に前回第3回の議事録が入っております。前回同様、お気付きの点等がございましたら、ご修正をいただいて、事務局にご提出いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

別紙になりますが、「まちづくりの理念」と表題が打っております。右側に「案1」、「案2」と二つの綴じたものがございます。これにつきましては、修正案を別紙でまとめたものでございます。後ほどご説明をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。部会長、よろしくをお願いいたします。

(小田部会長)

お忙しいところありがとうございます。

この間の7月25日の3回の会議は、皆さんから部会長会議でということでお任せいただいたものを含めて、1日に3部会長会議を行いました。そこで、資料2で調整案ということでもここに入っていると思いますけれども、うちの部会で細かい議論のものはあとでいいと思うのですけれども、特に、一番骨格にあたるだろうということで、最後まで残したらどうですかという論議がありました。12ページの「基本理念」について、いろいろとご意見がありました。これは後ほど、「まちづくりの理念」の案1、案2ということで、改めて、こちらの意

見もいろいろと取り入れていただきながら，分かりやすく出していただきたいと思います。後ほど説明していただきますけれども，これは大事なところなので，なにも今日ここを決めようということではありません。

今日は，この前の部会長会議のところで集約したものを説明していただきます。今日の会議の趣旨は，ご存じのように，「施策別プラン」にいきます。「地域と共に育つ，分権型協働都市」というところの審議に入るのが今日の目的ですので，今，部会長会議の調整案を説明していただいたあと，ひとまず，この議論については後ほどということで，これが終わったあとに「施策別プラン」にいきたいと思います。

まず，事務局から，8月1日の3部会長会議の調整について説明していただきます。

(事務局)

それでは，資料2「部会長会議調整案」という資料をご覧いただきたいと思います。併せて，「素案の修正案，全部会」というカラー判の修正案をご覧いただきたいと思います。

今ほど部会長からお話がありましたように，8月1日の部会長会議に提出をいたしました各部会での意見とその対応についてまとめたものでございます。なお，この資料をご覧いただいておりますとおり，複数部会から同じ項目についてご意見があったものが5項目ほどございます。それについては，いずれも同じ方向を向いたご意見でございまして，特に対立をする意見というわけではございませんでしたので，そういった対立した意見の調整というものは8月1日の部会ではございませんでした。

それでは，資料に沿って簡単にご説明申し上げます。なお，修正案の方は修正箇所をカラーで表示してございますけれども，どの部会，あるいは部会長会議でのご意見かということを知りやすくするために，左上にありますような形で色分けをして表示してあるところでございます。まず，「時代の潮流」でございまして，資料2の1番でございまして，修正案は一番上，5ページでございまして，この一番下の行でございまして，「持続的発展を目指す必要があります」という記載があったところでございまして，この記載は不要ではないかというご意見がございまして，その部分を削除したところでございます。

4番でございまして，6ページをご覧いただきたいと思います。「自立と協働の時代へ」というところでございまして，市民参加やNPOについてもっと踏み込んだ記載が必要ではないかというご意見がございまして，緑色に記載してございまして，NPOについての説明を加えさせていただいたところでございます。

資料2の6番から10番にかけてでございます。修正案の7ページでございまして，人口減少，少子高齢化に関連する部分でございまして，総括的に申し上げますと，「男女共同参画」を見出しに加えるべきであろうと。さらに，男女共同参画についての企業や行政の支援の必

要性を述べるべきではないかというご意見がございました。さらに、少子高齢化に関連した部分では、新潟市の特性、特徴的なことはあるのかどうか。あるとすれば、その特性を踏まえた取組の必要性について述べるべきではないかというご意見がございました。

一方、言葉の使い方として、「成熟社会」あるいは「長寿社会」という言い方が、この部分ではなじむのではないかというご意見がございまして、それぞれ緑色の文字のとおり当該部分を修正したところでございます。なお、この修正案のうち、資料2の9番にかかれていますところでございますが、部会長会議におきまして、少子高齢化と男女共同参画は完全にはつながらないだろうと。男女だけではなく、「男女を含めた地域社会全体での共同参画社会」とした方がここではしっくりいくのではないかというご意見もございまして、表題ですが、「男女共同参画の重要性の高まり」というタイトルをつけたのですが、そこから「男女」を削除いたしまして、事務局では「共同参画の重要性の高まり」ということにしたらどうかと考えて、その旨を表示させていただいたところでございます。

次に、資料2の11番、12番でございますが、修正案は7ページから8ページにかけてでございます。「国際化と都市間競争の進行」と従前だったものでございますが、経済の観点が弱いというご指摘に対しまして、青字のとおり、経済に関する記述を追加させていただきました。さらに12番、タイトルと文章の内容が一致していないのではないかと。ここは経済分野の国際化について述べている、あるいは都市間競争について記述をしているという趣旨のご指摘がございまして、記載のとおり、タイトルを「経済における国際化の進展」と修正させていただきました。

次に13番でございます。修正案は8ページでございます。環境問題についての記述が欠落しているのではないかというご意見がございまして、修正案では新たに「環境問題の重要性の高まり」という項目を起こしまして、ご指摘の点を含めまして記述をさせていただいたところでございます。

次に、資料2の2ページにまいりまして、「基本構想」でございます。20番から22番にかけてでございます。「まちづくりの理念」でございます。今ほど部会長からお話があったところでございますけれども、前文と、二つの基本理念、都市像につながっていきます5つの主要な観点のつながりがはっきりしないと。体系的に流れるような構成にすべきではないかというご意見が、当部会であったところでございます。これにつきましては、ご意見に従って組立をしておいた対応案、先ほどご紹介いたしました、「まちづくりの理念」の資料、案1と案2でございます。別紙で部会長会議でお示したところでございます。本日、お手元にお届けしているものでございますが、これらを踏まえまして、今後さらに検討していくと、部会長会議ではまとめられたところでございます。部会長から今ほどお話があったとおりでござ

ざいます。なお、この2案につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、23番から26番に至る部分でございますが、修正案では13ページの「目指すまちのかたち」でございます。下の概念図が非常に分かりにくい、生活圏域の概念が生活実感とあっていないのではないかとのご指摘をいただいているところでございまして、これを踏まえまして、この図につきましては再検討を現在加えているところでございます。後日お示しして、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

同じく図の関連でございますけれども、資料2の29番、35番にあたるところでございますが、これも非常に分かりにくいと。修正案の15ページでございますが、分かりにくいというご指摘をいただいたところでございます。上の文章につきましても、ご意見により、記載のとおり、かなりの修正を加えたところでございますので、この文章の内容を端的に表現できる図について工夫をしていきたいと考えております。もう少しお時間をいただきたいと思います。

次に、資料2の37番でございます。修正案では16ページでございます。だ「大地と共に育つ、田園型拠点都市」の二つ目の黒丸の項目でございます。「農業の魅力づくり」で、末尾の「日本一の大農業都市を目指します」としていたのですが、すでに日本一ではないかというご指摘がございまして、赤字で記載されておりますように訂正をさせていただきました。

40番、41番のご意見でございます。修正案の18ページでございますが、「賑わいの基盤づくり」の関連でございます。活用しきっていない交通インフラ、2014年問題、あるいは高齢社会における地域交通のあり方などの視点からの記載がほしいというご意見がございまして、交通網についての記述を補足いたしました。また、下の図でございますけれども、日本海交流軸の相手はもっと広くあるのではないかとのご意見でございまして、この図についての修正の作業を進めているところでございます。

次に、資料2の47番でございます。修正案では19ページでございます。「健やかなくらしづくり」の文章の末尾に「健康づくり日本一のまち」となっておりますが、健康づくりだけが鍵括弧付きで、「日本一」をとりわけ強調している、強調しすぎではないかというご意見が小田部会長から部会長会議であったところでございます。現在、「日本一」につきましては裏付けデータを整理中でございます。その内容によって、この表現について検討したいと考えております。

49番でございますが、同じく部会長会議におきまして出されたご意見でございますが、都市像の四つの要素、安全、健やか、安心、快適と並列に並んでいるところでございますけれども、安全、健やか、安心が満たされた上で快適があるのではないかと、並列ではないのではないかとのご指摘があったところでございます。ここで言う「快適」につき

ましては、住環境あるいは交通環境にふれられている部分でございますが、この言葉を言い換えができるのかどうか、適切な単語があるかどうか、今、検討しているところでございます。

次に、資料2の50番から54番でございます。修正案では20ページでございますが、教育文化都市に関連したご意見でございます。「少子高齢化」という言葉がこの部分に限らず全般にわたって出てまいりますけれども、少し多用しすぎるのではないかというご意見、教育における文化の視点が弱い、教員の質の向上についてうたうべきだと。教育における内なる国際化の視点が明確でないなどのご意見があったところでございまして、それぞれ修正案に記載のとおり、文章を削除あるいは追加をしたところでございます。

次に、「基本計画」の総論にまいりまして、人口関係、修正案27ページでございます。資料2の56番、57番のご意見に対応したものでございますが、人口減少を抑える施策として、子育てしやすい環境の整備、教育環境の充実による若年層の流出防止について追加の記載をしたところでございます。

続いて、「土地利用の方針」に関連したご意見でございますが、修正案では33ページでございます。8つの基本方針の二つ目の表記でございます。「日本海側の拠点として都市機能を強化する」という部分でございますが、資料2の58番、59番に記載のご意見に修正をしたところでございます。

修正案の34ページにまいりまして、四つ目の基本方針、交通ネットワーク整備の部分でございますが、ここに通信ネットワークの記述も追加したところでございます。62番、63番のご意見に対応したものでございます。

また、35ページにまいりまして、水と緑のネットワーク、8番の大農業都市の部分でございますが、資料2の5ページの一番最後でございますが、62番、63番のご意見に対応したものでございます。大農業都市に関連している部分につきましては、64番から68番のご意見に対応して、それぞれ記載のとおり変更したところでございます。

次に36ページにまいりまして、「まちのかたち」でございます。下の図でございますけれども、同じく38ページ、40ページにも似たような図が出てくるわけでございますが、その関連性、何を訴える図なのか。三つの図の役割分担が明確ではないというご意見がございました。37ページの拠点の説明でございますけれども、その図が38ページにあるわけでございますが、これを見ますと、上から三つ目の黒丸、四つ目の黒丸の項目あたりでございます。それぞれ都心は3区と2区の一部、地域拠点が1、4、5、6、8区という記載がございまして、7区だけが拠頭に位置付けられていないと。これはよろしくないのではないかというご意見がございました。これらのご意見につきましては、その対応につきまして、今、事務

局で検討しているところでございますが、改めて各部会にお示しをいたしまして、ご意見をいただきたいと思っております。現在、準備中でございますので、もう少しお時間をいただきたいと考えているところでございます。

以上が部会長会議調整案概要でございますが、先ほどご説明をいたしました、「まちづくりの理念」の2案をお示ししてございますので、これにつきまして、引き続きご説明いたします。

(事務局)

それでは、「まちづくりの理念」についてご説明申し上げます。資料といたしまして、「素案の修正案、全部会」というカラー判の12ページでございます。案1、案2という2ページものの白黒の修正案がございます。これを見ていただきながら話を聞いていただきたいと思っております。

カラー判の「素案の修正案」の12ページを見ていただきたいと思っておりますが、こちらは、まだ修正する前の原文でございます。12ページの下に赤い字でアンダーラインが施されているところに、「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」、「人びとの英知が集う、日本海開港交流都市」という2本を基本理念として、素案を提示したところでございます。先ほど部会長からお話がございましたように、こちらについて各部会からいくつかのご指摘をいただいております。主なものとしましては、基本理念というのはいくらか関連的なものではないかと。例えばここに「開港交流都市」というようなフレーズがございますが、こういったものはむしろ都市のアイデンティティ、キャッチコピーのようなものとして使うのはいいのだけれども、基本理念としてはいかなものかというご指摘もございました。

さらには、「日本海交流開港都市」、この「開港」という意味が少し唐突といたしますか、どういう意味合いで使っているのかというご意見も出ております。

もう一つ、この12ページの全体の流れが、特に一番下の「協働」、「互惠」、「交流」、「安心」、「教育」という5つのキーワード、主要な観点を示しておりますが、これも少し唐突感があって、全体の文章の流れの中に乗ってこないというご指摘も頂戴しております。それらを受けまして、別紙の案1、案2という修正案を用意いたしまして、先日の部会長会議にお示したところでございます。先ほど小田部会長からお話がありましたが、部会長会議では結論が出ませんで、この案1、案2を中心にもう少し時間をかけて審議をしていこうという部会の結論をいただいております。

若干案1、案2の説明をしたいと思っておりますが、基本的に案1、案2とも共通ですが、先ほど言ったように、文の流れに唐突感があったりしますので、それは案1、案2とも同じトーンで構造を変えております。文章の流れを変えております。それは案1、案2とも共通で

ざいます。もう一つ「開港」という意味が唐突だという話がありまして、その辺も案1、案2に共通にしております、その辺は「開港」あるいは「田園とみなとまち」のところに解説を加えております。これは案1、案2は共通でございます。

そこで、案1、案2はどこが違うのかということになりますが、案1、案2の1ページの真ん中の段落を見ていただきたいのですが、案1が「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」を基本理念にしていますが、案2は「人びとの英知が集い、共に育つまち」ということで、案1が原案に近い案でございます。案2が、より基本理念を観念的なものにするために、案2は「人びとの英知が集い、共に育つまち」としてあります。

案1、案2とも共通ですが、「日本海交流開港都市」的なキーワードが入ったものは、基本理念というとらえ方をやめまして、目指すすがた、例えば案1ですと「人びとの英知が集う、日本海開港交流都市」を目指すすがたとして、ということで、基本理念を2本にしませんで、より観念的な方を基本理念にしまして、もう一つは、基本理念を受けて、本市の目指すすがた、アイデンティティをからめたところの目指すすがたと分離いたしました。案2も同じ作りでございます。案2の基本理念は先ほど言ったとおりですが、目指すすがたとしては「田園とみなとまちが恵みあう、日本海交流開港都市」というもの目指すすがたにしております。

「開港」という意味がどのような意味で使われているのかという質問に対しては、例えば案1の2ページ目をめくっていただきたいのですが、目指すすがたとして「人びとの英知が集う、日本海開港交流都市」というところで、ここにもうたっておりますが、江戸末期に五つの開港場の一つに指定されるというところで、本市の歴史的な無形な財産ではなかろうかというところに着目しまして、アイデンティティとしてみなとまち、それも開港したみなとまちということで、例えば日本海側の秋田ですとか、富山に対する差別化をもってここで表現できるのではないかと。開港都市といえるのは日本海側では新潟だけではないかという意味合いが一つございます。

もう一つは、その段落の一番下に、「国内外に広くひらかれたまち」、なにもみなとという狭義の意味だけではなくて、まちをひらいていく、ひらかれたまちとして、まちづくりを進めるという意味合いも「開港」に持たせたところでございます。

そのようなところで、案1、案2を先日の部会長会議でお示しして、継続審議ということで審議をしていただくことになりました。以上でございます。

(小田部会長)

ありがとうございます。

それでは、最初にお話しましたように、いろいろとご議論をいただいて、部会長会議で、今、説明がありましたような議論があつて、その主要な観点を、論点といいますか、議論し

ていただいています。今日はその議論について改めてするという事はいたしません。この前議論をかみしめていただいて、また、部会長会議でこうなった部分というのを、少し資料を見ていただいて、後ほど、これからも議論していく場面もあろうかと思しますので、そこで吟味した上で、その間、途中で気が付いたことがあれば、まず事務局に連絡をしていただきたいと思えます。この場でも議論するという事にして、とりあえずは、それを保留にして、今日の主題であります施策別プランに入ります。

一つだけ補足しますと、12ページ「まちづくりの理念」については、分かりにくいという話がありましたけれども、「日本海開港交流都市」という言葉を変えています。「日本海交流開港都市」と、ここだけ変えています。基本的な流れは、この場での指摘を受けていただいて、分かりやすくしていただいたと思っています。つまり、基本理念があって、これが5つの主要な観点、つまりキーワードということに導き出される。そこから5つの都市像を得るという流れがこの案で分かりやすくなったかと思っています。ただ、基本理念はこれが適当なのか、言葉の意味として分かりやすいのかという部分については、まだ保留ということにして、大事な部分ですので、これは委ねようということです。

いくつか図の問題がありました。せっかく頑張って盛り込まれている図もあるのですが、欲張りすぎたために分かりにくい部分があるのではないかと。もうすこし整理していただいた方がいいのではないかと今検討中ということです。これは出来次第示してもらいたいと思えます。

もう一つ、皆川さんが住んでおります7区の記載がないことですが、検討中となっておりますけれども、いろいろと聞いてみますと、検討中というよりは、どのようにするか準備をしているということです。言わんとすることも、悩んでいる部分も分かったのですが、そうはいっても表明しないのはまずいのではないかとということになっています。これらの主要なもののポイントでの議論があったということで、今後の議論でも出していただければということで、本日の主題であります施策別プランに入ります。

1の「地域と共に育つ分権型協働都市」。ここのところを、少ない時間ですが、一つひとつ重要な意味もありますし、そこに理念が込められているものがありますので、そういったものの指摘を含めて議論を始めたいと思えます。

(長谷川市民協働担当部長)

市民協働の推進を担当しております長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の「地域と共に育つ分権型協働都市」の1番目の施策でございます。「市民と共にまちを育てる」。53ページになります。説明の前に、次の54ページをご覧くださいと思えます。この施策の中に6つ施策第一階層と申しまして、括弧書きで書いてある施

策階層が6本ございます。その下に、さらに事業につながる施策第二階層というような組立となっているところでございます。全体的にはこれをご覧いただきたいと思います。

それでは53ページから説明をさせていただきます。はじめに、現況と課題でございます。本市の目指す「分権型協働都市」を築き上げるためには、国から地方へ分権のみでなく、地域のことは地域で考え、自らが解決し、責任を持つという、市民が主体となったまちづくりが求められていること。また、多様化する市民ニーズに対し、行政だけで対応することは困難な状況になっていること。一方で、多様で自主的な活動展開しているコミュニティ組織やNPO等の各種市民運動も広がりを見せており、それらの団体などとの協働が欠かせないものとなっていること。とりわけ福祉、環境、防犯など身近な課題では、協働の取組と活動を支える支援が必要となっていること。また、男女がこれまでの社会慣行にとらわれず、対等なパートナーとして、家庭生活と社会生活を両立できる社会の実現が求められていること。市民一人ひとりがお互いに尊重し、支え合いながら社会のあらゆる場面で自由に活動し、安心して暮らせるまちづくりが求められていることなどを、この施策の中では主な課題としとらえているところでございます。

55ページをお開きいただきたいと思います。それぞれの施策の展開ですが(1)から(6)まで順次説明をさせていただきます。最初に、「地域と行政の協働の推進」であります。地域の課題は地域で考え、解決を目指すまちづくりや、コミュニティを核とした地域のまちづくりを進めるなど、市民と行政が対等のパートナーとして目的を共有し、お互いに尊重しあいながら、それぞれの役割と責任において連携し、さまざまな課題に対応した協働のまちづくりを進めることとしておりまして、からまでの施策が政令市移行に伴う取組でございます。

は区ビジョンまちづくり計画の策定と策定でございますが、市全体と調和しながら、各区の個性を活かしたまちづくりを推進することが必要であり、区民との協働によりまちづくりを進めます。

地域コミュニティ活動の活性化では、地域のまちづくりの核として、小学校区または中学校区に活動する地域コミュニティ協議会の活動を支援します。

分権型政令市の基盤の強化では、地域コミュニティ協議会の代表など区で活動する区民で構成する、区自治協議会を設立し、市民と行政との協働を推進します。

以降は、地域住民との協働を位置付けたもので、それぞれの施策分野のものを協働という切り口の中で位置付けた再掲の項目でございます。

は災害予防対策の充実の取組でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。は地域保健福祉活動の推進でございます。

は地域社会で支える子育ての推進。

は保護者や地域と連携した安全対策の推進の取組を掲げてございます。

(2)といたしまして、「NPO、企業などとの協働の推進」では、社会の変化による新たな課題に対して、独創性、先駆性、専門性などを持って活動するNPOなどの公益市民活動を支援するとともに、各種団体との協働による課題解決やサービスの提供を図ることとしており、NPOなどと行政の協働事業の推進では、専門性などを持って活動するNPOなどとの協働の取組を推進します。

NPO活動の支援では、組織の立ち上げ期や法人化のための活動支援や、市民活動支援センターなど活動の場の提供などによりまして、NPO活動を支援してまいります。

次の57ページでございます。以降は各施策分野の再掲項目でございますが、は市民協働による緑化の推進、は道路維持管理の推進、は市民との協働の環境づくりの取組を掲げてございます。

次に(3)でございます。「市民参加・参画・協働の推進」では、市民がまちづくりの主体として積極的に参加・参画できる仕組みを整備し、協働のまちづくりを進めることとしており、の市民参加のまちづくでは、必要な情報提供やまちづくり勉強会開催し、人材育成や組織づくりを図ることとしております。

以降は再掲の項目であります、は広報・広聴の充実を図る取組でございます。

次の58ページをご覧くださいと思います。は情報公開・個人情報保護施策の充実を図る取組でございます。

は防犯ボランティア活動等の支援、は市民と協働による救命率の向上、は福祉ボランティア活動の促進に向けた取組を掲げているところでございます。

次に59ページをご覧くださいと思います。(4)「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」の項でございます。市民一人ひとりの人権が尊重される中で、誰もがまちづくりに参画できる環境づくりを進め、また、男女が対等なパートナーとして、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むこととしております。

人権教育・啓発の推進では、社会のあらゆる場面において人権尊重意識の高揚を図り、相互に共存しあえる平和で豊かな社会の実現を目指します。

政策方針決定の場への協働参画では、女性の参画率の向上を図るとともに、学習社会や情報提供など、参画しやすい環境づくりを進めます。

家庭生活と社会生活の両立支援では、男女の性別にかかわらず、家庭生活と社会生活が両立され、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

男女の健康と権利確保では、生涯にわたって健康な生活を営むことができるように、意識啓発や相談体制の充実などを進めます。

男女共同参画における国際協調では、国際社会の動向や国際機関などと連携協調しながら推進します。

市民相談事業の充実では、市民が安心な暮らしを送るために相談の場を設け、解決への助言を行います。

次に 60 ページをご覧ください。「地域活動の拠点づくり」でございます。市民が自主的に行う地域の特性を活かした活動を支援するとともに、地域活動の拠点づくりを進めます。

の区役所による地域活動の支援では、区民の地域活動を区役所が支援し、区民との協働の取組を進めます。

の活動や交流の場の整備では、既存の公共施設の活用を図ることなどにより整備をまいります。

以降は改訂の項目でございます。は地域と共に歩む学校づくりの推進の取組を進めてまいります。

は公民館・図書館を核としたネットワークづくりの取組であります。

は市民の生涯学習施設運営への参画への取組でございます。

次に 61 ページでございます。「ユニバーサルデザインの推進」でございますが、すべての市民が自由に活動し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めるとともに、受け手の視点に立った、誰もが利用しやすいサービスの提供を推進してまいります。

のユニバーサルデザインの普及・啓発では、市民や事業所と行政が連携して、安心して快適なまちづくりが進められるよう、普及・啓発に努めます。

のユニバーサルデザインの施策への反映では、ユニバーサルデザインの視点に立った、誰もが利用しやすい行政サービスの提供への取組を進めてまいります。

以上、61 ページまででございますが、一つ目の施策として、ざっばくでございましたが、説明を終わらせていただきます。

(小田部会長)

ありがとうございます。

今日は、今読み込んでいただいたところは、「市民と共にまちを育てる」と。62 ページ以降に、「個性ある地域づくり」ということがあります。66 ページから「市民と行政との信頼のきずな」という。大枠に分かれています。これを一つひとつ、終わったあとでやった方がいいかということで、今の説明にありました 53 ページから 61 ページまでの中で、担当の方々もいらっしゃいますので、ここで意見があれば今のうちにやっておこうかと思っていますので、よろしいですか。そういう進め方をしたいと思いますが、よろしく願います。

では、53 ページ以降の項目がございましたけれども、どこからでも結構ですので、ご意見がありましたらお願いします。

(笠原委員)

59 ページの「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」。これは宿題で事務局にあげてありますけれども、私ども N G O 団体、女性の団体として、その代表という立場で私は出ていますので、特にこの各論のところについては、団体の役員の意見も聴取しながら、私なりに質問・意見ということで述べさせていただきたいと思うのですけれども、まず、ここにかかわる現状と課題のところですが、53 ページになりますが、ここの 三番目、「男女がこれまでの社会慣行にとらわれず」となっていますけれども、「社会慣行」というのは、昔から行われてきて、それが決まりのようになっているやり方のことだと思うのです。そういう意味では、「社会慣行」の前に、「社会制度」を入れてほしいと思います。「社会制度」というのは、古典的な役割を協調される社会制度、これが非常に大きな問題であると思いますから、慣行の前に「社会制度・慣行にとらわれず」としてほしいと思います。

2 点目は、昨年 4 月から男女共同参画推進条例というものが施行されています。ここには 6 つの基本理念が盛り込まれているわけなのです。行動計画もありますが、上位計画の規定ということでは条例というものの中で 6 つの基本理念があるわけです。これを基本的には全部盛り込んでほしいという意味では、59 ページの 社会制度・慣行についての配慮というものが条例の中にありますので、これを盛り込んでほしいと思っております。

三つ目ですが、現在の にあります「政策決定の場への共同参画」になっておりますけれども、やはり「男女」を入れてほしいと思います。「男女共同参画」としてほしいと思います。説明の中で、学習機会や情報の提供など、女性の参画率の向上を図る施策、これは条例にあるのですけれども、「積極的格差是正措置を含む」を進めますと入れてほしいと思います。「依然として低い女性の」の前に入れてほしいと思います。

4 点目です。現状の の家庭生活と社会生活の両立支援、これは総論の中にも指摘をしたと思うのですけれども、総論の中でも「家庭生活と社会生活の両立支援」となっております。今、ワークライフバランスというのは、ワークというのはご存じのように仕事です。ライフですから生活、生活というのは社会生活とか地域生活、家庭生活もあります。家庭生活、社会生活の両立支援というのは、ワークライフバランスが子育て育成支援策として求められているわけですから、ここのところを「仕事と生活の両立」としてほしいと思います。

5 点目です。男女の健康と権利確保となっています。ここには「男女がお互いの体と心の特性を理解して」となっています。ここは、生物学的な体の違いは認めるわけですが、心の特性ということになると、今問題になっている男女特性論、男は男らしく、女は女らしくと

誤解されやすいので、新潟市の男女共同参画推進条例の基本理念のとおり、「男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠・出産、その他の性と生殖に関して自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、関係機関との連携を図りながら、意識の啓発や相談体制の充実などを進めます」としてほしいと思います。

6点目です。市民相談事業の充実となっておりますが、この(4)というのは男女共同参画の社会づくりとなっているわけですから、「男女共同参画に関する市民相談事業の充実」としてほしいと思います。「市民が安定して安心な暮らしを送るために、男女が安心して生活できるために、男女共同参画の視点から、市政全般や市民における悩み」としてほしいと思います。以上です。

(小田部会長)

その点を事務局からお願いします。

(岡田総務部長)

総務部の岡田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

順次、私からお話をさせていただきたいと思います。まず、53ページの下から二つ目の、「男女がこれまでの社会慣行に」というところに、「慣行」だけではなくて「制度」というものがあるではないかというご指摘でございますけれども、そこは全くそのとおりだということで、ここについては「制度」という言葉を入れさせていただきたいと思います。その方がたしかに収まりがいいのかと思います。

続きまして、59ページの部分でございますが、このページにつきましては、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」という項目になっております。そういう視点から、事務局として考えさせていただいたわけでございますけれども、政策方針の決定の場合の共同参画、の部分でございますが、ここについては、社会制度の慣行に配慮して、6本の柱を一つひとつというお話でございましたけれども、ここはあくまでも人権尊重、人権というのは男女共同参画も含む幅広い人権尊重という観点から、笠原委員が言われました、条例の6本の柱を整理する形で、総合計画という上位計画の案としてまとめさせていただいたということで、条例の趣旨という部分については十分に入っているのではないかと、事務局としては考えているところでございます。これはまたご意見をいただきたいと思います。

この項目の政策方針決定の場への男女共同参画という、「男女」というものを入れるべきというお話でございますが、説明の中でも男女は対等なうんぬんということで書いてございます。そういうことからすると、「男女を」入れた方がたしかに収まりはよろしいかということで、これについては入れさせていただきます。

「依然として低い」という前段の部分でございますが、積極的格差是正も含むということ

での行動計画の部分もということなのですが、これは具体的な施策うんぬんということかと思うのですが、参画率の向上を図り、なおかつ学習機会、環境を整えると、このところで、少し文言をもう一度整理させていただいて、また後ほどお示しできたらと思っております。

それと、の家庭と仕事の両立、ワークライフバランスとおっしゃっていましたが、たしかに英語をそのように直すとそういう言葉にはなるのでしょうかけれども、より市民に分かりやすいのは、やはり「家庭生活」あるいは「社会生活」という方が分かりやすいのではないかと私どもとしては考えているところでございますが、これもまたご意見をいただきたいと思えます。

最後のの市民相談事業の充実の項目なのですが、冒頭でこの項については、幅広い立場での人権尊重あるいは男女共同参画社会づくりという項目とお話をさせていただきましたし、で人権教育・啓発の推進となっております。の市民相談事業の充実につきましては、事務局都しては、あくまでも幅広いあらゆる市民相談事業、当然その中には男女共同参画も入るわけですが、男女共同参画という形で指定席にしてしまいますと、逆にほかの部分が薄れあるいは無くなってしまうということから、これについてはそのままにさせていただけたらと考えているところでございます。

の男女の健康と権利の確保です。いろいろとこの辺のところは誤解されやすいのでという表現もあります。たしかにバックラッシュと言われている動きもありますが、これについては、誤解されないような形で作ったつもりなのですが、条例の趣旨あるいは行動計画もでございますので、その趣旨を踏まえまして、どこまでもう一度整理できるのか、あまり長くなりますと、ほかのところとのバランスもありますので、そのところはまた整理をして、充実をさせていきたいと考えております。

(笠原委員)

2点目の社会制度慣行についての配慮は、全体的に入っているという部分です。やはり条例にあるように、ここが一番問題になっている部分ですから、是非入れてほしいと思えます。それから3点目の積極的格差是正措置を含むというものをに入れていただける感じですが、4点目の家庭生活、社会生活の両立支援です。

その潮流の7ページです。先ほどご説明があったのですが、ここの修正案のところなのですが、これは緑ですから第2部会の方でしょうか。または男女が家庭生活を支えて両立した社会をと。これもやはり企業が入っている以上は、やはり職業生活と家庭生活の同時社会生活になるべきだと思うのです。ここはやはり譲れないです。

それから5番はご検討いただくということ。6番は講義の意味と言いますか男女共同参画

協議の意味ではなく、講義の市民相談事業の充実ということの説明がありましたので、そうかなと思うのですが、例えば想定されるものは人権侵害です。人権も入っているわけですから、人権侵害があったとき、それから自然災害があったときに問題になっているものが防災等における、いわゆる男女の共同参画の視点がなくて、いろいろ中越地震とか三条の水害なども問題になっていて、やっと防災計画のところにも女性が計画の段階から入っていかなければいけない。それから相談についてもそういう視点が必要だとも言われ出してきましたので、そういう意味からするとやはり男女共同参画の視点から入れてほしいと思っています。

(小田部会長)

今の でしたか。岡田部長さんの説明は人権というところを意識しているのですか。

(岡田総務部長)

そういうことです。

(小田部会長)

続いてこの議論を聞いて、他にご意見ある方いらっしゃいますか。

(桑原委員)

今の です。市民相談事業の充実。これがなぜ(4)の人権尊重男女共同参画の社会づくりの中に入っていたのでしょうか。どこにも入れるところがないからここに持ってきたのでしょうか。

(岡田総務部長)

現在、来年の夏以降の施行に向けまして、人権教育啓発基本計画というものを作ろうと準備しているわけではありますが、やはりそのベースとなりますものが、組織で言いますと新潟市の市民相談室というところが人権関係を所管しておりますけれども、やはりそこにおきまして男女共同参画と言いますか、いわゆる幅広い市民相談の事業をやっているところでございます。ここにつきましては、例えば金銭だとか一般的な悩み事だけではなくて、やはり人権に絡む相談事項も、実はかなりあると事実がございます。人権擁護委員の関係につきましても、市民相談室が所管しているわけでございますけれども、幅広い市民相談ということからすると、やはりここに入るのではないかとということで として当てはめたということでございます。

(桑原委員)

違和感ありますね。

(小田部会長)

人権尊重と入っているでしょ。私たちも少し気になるのか、今の笠原さんのご指摘も男女共同参画社会と基本的に条例がありますよね。その条例にも反映してますが、この上位計画。

どの程度までわからないが根幹は入れておかなければいけないだろうと。そうすると少しは細かいものはわかりませんが、家庭生活と社会生活という置き方は、まず男女共同参画の条例の議論のときには、その辺とは「仕事と生活と書いた方がいいのではないか」という議論になったのではないかと思います。その後どのように落ち着いたのか憶えていないのですが、ここだけの問題ではなくて、7ページの潮流のところにも関わってくるので、これはあとでやらせてくれませんか。

(岡田総務部長)

今ほど2人の委員からご指摘があったものを詰めさせていただきたいと思います。

(小田部会長)

私が少し気になることは人権尊重という項目を入れたら、やはり平等で公正な、差別をなくしという言葉をあえて使っていませんよね。それでセンターが新潟市の方にできているわけですよね。それがまさにおっしゃった。そのセンターができたときにもこのような議論になっているのです。人権尊重というところを のところとか、 はそれを意識しているのだらうと思ったのですが、そこであの時に激しい議論になったし、ただ平等でなくて、差別をなくしという表現をなぜ入れる、入れないということがあったのだと思うのです。その部分を詳しくは思い出せないのですが、もしこの59ページの趣旨が人権尊重ということと、男女共同参画社会の推進。そういった社会を作るのだという重大な施策展開の項目であるとすれば、やはり外してはいけないキーワードというものは入れておいた方がいいかもしれません。

それから少し気になったことは、差別をなくすと中途半端に入れるのであれば、また議論になってしまうので、そこをもう一回確認してもらえるでしょうか、どうでしょう。

(岡田総務部長)

今、部会長も含めまして3人の方からご意見いただきましたので、またこちらの方で考えまして、次にはお示ししたいと思います。

(長瀬委員)

少しよろしいですか。59ページの のところです。ここだけ「男女の性別にかかわらず」という書き方をしてあるのですが、「男女が」でよろしいと思います。これは役割分担意識が逆に出てきてしまうので、「男女が育児や介護を」という表現でよろしいかと思います。 の部分で「関係機関との連携を図りながら」ということですからけれども、これは関係部所ではないのでしょうか。以上2点です。

(小田部会長)

いかがでしょうか。

(岡田総務部長)

1点目につきましては、今、私が「はい、わかりました。」ということは簡単なのですが、また委員の方々のそれぞれのご意見もあろうかと思えますし、また条例あるいは計画もございいますので、そののちも踏まえましてもう一度、次回、考え方も含めましてお示ししたいと思えます。

それと 男女の健康と権利確保の機関というものは、実は保健所もあります。それは当然内部の部所もありますけれども、これまでも市役所以外のところとの連携もしているところは若干ございいます。それで意識的に関係機関というかたちで記載したのですが、わかりやすさということからすると、関係部所の方がよろしいでしょうか。それも次回までに考え方も含めましてお示しさせていただきます。

(小田部会長)

こののち、男女を入れたらどうだかという意見が出てくるということは、やはりもう少しわかりやすく並べた方がいいと思うのです。人権尊重といういわゆる差別問題も含めた広がりがある部分と、要するに男女共同参画社会というものは、また別立てにもできる話なので、今度それぞれにキーワードがありますよね。そうすると にしても……関する権利というところが非常に重要だということが男女共同参画の条例を見れば、そこはきちっと踏まえておかなければいけない部分です。何かこの から の出し方も、最初のところは丸の一つ目、二つ目は整理をされているのでしょうけれども、もう少しキーワードを押さえて、キーワードをきちんと入れていければと。そうするといちいち男女が抜けているのか抜けていないのか。政策方針というものは実は他もあるのですとか。市民相談事業というのはとってつけたような印象にとられても困るので。あくまでも人権尊重、男女共同参画の社会づくりの項目の中ということで、これまでのそれぞれの議論を踏まえたキーワードをきちっと入れておいてもらうということで、次回、これについてはまた検討していただいて、お示ししてもらおうということしたいと思います。

他にこの項目でご意見。

(宮川委員)

意見でなく質問なのですが、55 ページの で分権型政令市の基盤の強化というものがありますが、これは政令指定都市になってこれからやっというものの基盤になる話なので、非常に大事だと思っているのですが、そして質問なのですが、現在既に「地域コミュニティ協議会」というものはあるらしいです。ここに書いてあるとおり。それから「区自治協議会」というものは、これから設立と書いてありますから、これから作るのでしょうか。

それと従来ある一番小さい単位で自治会というものが各町内にありますよね。それとの関わり合いを説明していただきたいと思えますし、これから新しく作るのかどうかわかりませ

んが、自治協議会の設立ということが書いてあるので、その組織をどうやって立ち上げていくのか。これがこの計画を推進していくのに一番根幹になるのではないかと思いますので、ご説明いただけないでしょうか。

(小田部会長)

わかりました。ここのところを要するに現在、自治会があって、この表現を見ると「区自治協議会」を設立運営し、その前段階で地域コミュニティ協議会の代表で既に、いろいろあるといたしますか、そういうものが少しその関係を説明していただきたいと思います。

(長谷川市民協働担当部長)

私の方からよろしいですか。ここで書いてございます「分権型政令市の基盤の強化」ということで、一応ここは基盤という言い方をしておりますので、政令市に移行した場合に現在新潟市ではそれぞれの区ごとに、「区自治協議会」といういわゆる法定の審議会にあたる組織を設立するよう準備を進めているところでございます。そこは審議機関でありますと同時に、地域の改題を解決するための機関としての役割を持たせるということで、現在、「区自治協議会の準備会」ということで、それぞれ6月の時点で8区それぞれに全部結成済みでございます。この「区自治協議会の準備会」という構成の中に、ここに出てまいります「地域コミュニティ協議会」というものがベースとして加わると。さらにその地域の中のNPOとか学識経験者とかさまざまな分野の代表の方など、それから公募委員を含めたかたちで「区自治協議会」というものが構成される予定になっております。それから「地域コミュニティ協議会」というものは任意の組織として市の方から各地域に設立をお願いしているものでございます。この趣旨といたしますのは、これまでも地域活動の主体というものが、自治会、町内会を中心にそこに民生委員の方とか青少年育成協とか交通安全とかさまざまな方たちが一緒になったりあるいは別々に活動している状況であったところでございますが、これを一つ政令市への移行をきっかけといたしまして、小学校区単位あるいは中学校区単位を一つのまとめとして、自治会、町内会をベースにして、今ほど申し上げましたような各種団体、それから地域に存在しますNPOとか社会福祉施設の代表者、先ほど申し上げました団体などをあらゆる方々が参加をして、小学校区あるいは中学校区ごとにコミュニティ協議会といった任意組織を設立していただいて、自治会、町内会の狭い範囲の事柄も含めまして、その学校区内で共通して課題の解決にあたる組織ということで、お願いをしている組織でございます。

したがって一番小さな単位が自治会、町内会という単位としてご理解いただければよろしいですし、その小学校区あるいは中学校区ごとのまとめとして「地域コミュニティ協議会」ただし、これは任意組織でございます。その区の全体のまとめとして、法定の「区自治協議会」というかたちの構成になって、ここで申し上げておりますのは基盤でございます

から、「区自治協議会」を中心としたそういった基盤を強化するという表現で使っているものと思われま

(小田部会長)

この準備会というのは、先ほど「区自治協議会」の準備会とおっしゃったのですか。

(小田部会長)

それと「地域コミュニティ協議会」というものはどう違うのですか。

要するに組織的に考えてくれれば。

(石井企画部長)

若干今までの流れと併せてご説明しますと、2回、3回のときの議論の中で地域というものの概念がわからないのではないかということで、資料をお配りさせていただいたと思います。ここで地域それぞれ定義づけさせていただいたのですが、まず政令市になって区というメインステージができるわけですが、その区というメインステージの中の共同の要というような位置付けで、区自治協議会というものを設置しようということで考えております。これにつきましては今ほどの説明にありましたように、法律自治法で位置付けられた組織というものになりまして、区の施策の審議機関ということであり、また多様な意見がいろいろ出てまいりますので、そういったもののコーディネートをやろうという機関として、区自治協議会というものを設定しました。それが区の単位の中での一つの協議会です。現在まだ区が発足しておりません。したがって区と同時にこの区自治協議会を発足しようと考えておりますが、それに向けての試行期間として準備会を立ち上げていただいて、いろいろな取り組みをやっていただいているというものでございます。

また併せてこの準備会には「区自治協議会」のメンバー選定という役割も担っていただこうと考えているところでございます。

そしてコミュニティ協議会です。前に資料でいきますと区の中に地区もあり、コミュニティという単位があると図示をさせていただきました。これは小中学校で単位とする区域という位置付けで読ませていただいているのですが、そのコミュニティの単位の中でまちづくりを推進しようという組織として任意のコミュニティ協議会を設定しているというものでございます。またそのコミュニティの中にさらに既存の自治会という単位があるというかたちになっています。

(宮川委員)

ありがとうございました。それで隣り座っている皆川さんが準備会のメンバーだとおっしゃったので、先ほども聞いてみて、その準備会の構成メンバーはどうして決まったのですかと。あなたはどう入ったのですかといったら、市の方から委嘱され「あんたならないか」と

いう話だったのですが、いわゆる準備委員会のメンバーは全員そういうかたちで依頼したのですか。それとも公募も入っているのです。

(石井企委員)

お願いするときは市の委嘱というかたちでお願いしていますが、もちろんその中には公募委員それから、今、徐々にですが「コミュニティ協議会」すべてじゃないですが立ち上がっておりますので、そういったコミュニティ協議会から。さらにはコミュニティ協議会の準備組織というものも立ち上げているところもありますので、そういったところから参加していただいたり、あるいは学識者あるいは地域審議会というものが合併当時からできておりますので、そういったところの代表から参加していただいている。そこで参加していただいた皆さんに、市から委嘱というかたちでお願いする形として委嘱しているということでございます。

(宮川委員)

ありがとうございました。先ほど私が言ったとおり、非常に大事な役目がここにかかってくるのだと思います。それで60ページののところ「区役所による地域活動の支援」ということが書いてありますが、ここで自治協議会が区のある行政と組んでいるいろいろな面を決定していこうということになるのだと思うのですが、その構成メンバーを素晴らしいものができれば、この推進計画などもうまくいきますし、その構成メンバーがうまくいかないと、いわゆる何か事業をやると組織がうまく立ち上がるか、立ち上がらないかと思っていますので、よろしくご検討願いたいと思います。

それと同時に60ページの「区の中のことは区民と区が協働で取り組み」とありますが、財源関係はここで触れていないけれども、ここで触れると悪いでしょうか。協議することはいいですが、何かやろうとすると必ず財源がついて回らざるを得ないと思うのですが。一方的に話し合いをしても、結局のところ財源を握っているのは区役所であり、市役所であるいわゆる行政なので、その辺の関わり合いというものは、ここでうたう必要はないのか、それともうたいきれないのか。感想で構いませんのでお聞かせいただければと思います。財源は他のところに、また出てくるのでしょうか。

(石井企画部長)

これは仕組みと言いますか、基礎となる部分という説明を、先ほどさせていただきました。そういった部分ですので財源まで踏み込んでいないのですが、63ページの次にご説明するところの「地域の自立度の向上」というものがございまして。この中で「区への積極的な権限移譲を行うなど都市内分権」ということで、直接的には触れていないのですが、今、基本的には財源的な支援も考えているところですので、その具体的な仕組みまでは考えきってお

りませんけれども、基本的には考えております。この文言でそういう支援をしていきたいという考え方をしております。

(宮川委員)

ありがとうございました。

(小田部会長)

ようは区の自治協議会というものは、最終的には法定で設けなければいけないわけでしょ。具体的なイメージというものは大体一つの区に対して何人であるとかあるいは人口何人であるとか、そういうものというのは大体わかっているのですか。

(石井企画部長)

今、検討をいろいろ進めているところです。ただこれは自治法で設けなければならないというものではなくて、設けることができる規定でして、市としては積極的に区が発足すると同時に設けていこうということで考えているところでございます。この「区自治協議会」の基本的な考え方や役割というものにつきましては、自治協議会設置条例というかたちで、政令市の交付がなされたのちの議会で設置条例を議論していただいて、その構成や役割あるいは会長等の任期といったものを決めていただくと考えております。私の方としては大体30名くらいということ考えているところですが、今の区の自治協議会の準備会についても30名で基本的にはやっていただいているところですので、それを基本にしなごうもう少し検討していきたいと思っております。

(小田部会長)

その辺のイメージがわかればいいということですね。何となく市の皆さんはわかって、法定でできる規定でこうで、だから準備会をつくって、そこはわからない。協働でやろうと言っている区民の皆さんはわからないのだから、それはやはりわかりやすく説明してもらえればと思います。

では、それは少しはわかりやすい説明ができれば、また検討してもらおうということで、他にこの項目。

(笠原委員)

55ページのところの「地域コミュニティ協議会の代表など」となっているところは、先ほどもおっしゃったように地域コミュニティ協議会の代表だけではなくて、いわゆる有識者とかNPO団体の代表とか公募委員があるわけですから、構成をもう少しなどの代表などのだけではなくて、少し羅列したらどうなのでしょう。する必要ないのでしょうか。

(小田部会長)

この「区自治協議会」のイメージですよ。構成メンバーとかそういうことですよ。

(笠原委員)

構成メンバーをもう少し丁寧に書いて。

(小田部会長)

それは入れられる部分は入れてやらないと、普通の人はどういうイメージかわからないのです。そういうものを含めて、例えば今までいろいろ自治会でも活動していたり、あるいは地域コミュニティ協議会というところで既に活動されていたり、準備会が発足していて、既に活動しておられる方がいたり。そうするとそうは言っても今度、仮に法定で設置条例で決める場合には、構成メンバーにどういうところからとるかということは、それぞれ活動されている人にとっては非常に関心の高い事項になるので、できるだけ書き込めるところは書き込んでもらいたいという意味だと思います。

(石井企画部長)

舌足らずのところは継ぎ足したいと思います。また、それ以前にもう少しイメージが湧くかたちをどこかに入り込ませるように、少し検討してみたいと思います。

(小田部会長)

はい、薄田さん。

(薄田委員)

まず、54 ページ、それから 55 ページから以降もそうなのですが、私が欠席したときに説明があったのかもしれませんが、再掲というのがありますけれども、これについて、分かりませんので説明をしていただきたいということ。

55 ページの施策展開の(1)の下の のところに、「まちづくりに市民が主導的役割を果たしていくために」と書いてあるのですが、施策体系の図を見ますと、1が「市民と共にまちを育てる」となっているのです。「市民が主導的役割を」ということでありながら、「市民と共に」というのがどうもその上にあるのかという気がしてならないのです。どうなったらいいのかというと、迷うのですが、例えば「市民が共にまちを育てる」とか、そんな言葉でないと、こちらでは「市民が主導的役割を果たしていくために」ということで、体系の方は「市民と共に」で、展開は「主導的役割を果たす」ということであれば、それでいいのかもしれませんが、語句の使い方が少し私には合点がいかないということです。

55 ページの 2 番目、地域コミュニティ活動の活性化とあります。このところは読んで分かるのですが、文章表現がよくないのではないかと思います。2 行目の、「災害に強いまちづくりを進めるために」とありまして、3 行目「地域のまちづくりを進めます」と、まちづくりを進めるためにまちづくりを進めますというような文章の終わり方になっているので、この辺はもう少し考えた方がもっと分かりやすくなるのではないかと思います。

(小田部会長)

確かに(1)で地域と行政の共同の推進とっておいて、1行目に市民が主導的役割だという、大胆な書き方ですよ。この辺どういうあれなのでしょう。あまりこういう表現はしていないじゃないですか、ほかで。

(石井企画部長)

そうですね。確かに統一感がない感じで、後段の地域の課題は地域で考えに結びつけるためにこんな言葉を使ったのではないかと思います。施策の表題と少し違っておきますので、推敲していきたいと思います。

(小田部会長)

要するに、そのためにも今度市は市の役割もいろいろ述べていますよね。情報公開をしたりして共有して、だから市民も一緒に地域のことを自分たちでやろうというような趣旨だと思うので、ここはまた表現を考えていただければと思います。

番の、これも文言でしょうか。災害に強いまちづくりを進めるためにそういったまちづくりを進めますというも確かに。進めるためにこうしますなら分かるのですけれども、永遠にまちづくりを進めていることになって。これは文言の整理だと思うので、少し読み込んだりしてください。

(石井企画部長)

そうですね。この辺も少し整理させていただきます。

それから、再掲の件のご質問でございます。細項目になりますといろいろな施策が出てくるわけですが、一つの都市像に収まりきらない、ほかのところにも関わるものがあります。例えば55ページの になりますと、災害予防対策の充実ということは、4章の1、(4)の防災体制の強化とも関わってくる。132ページの(4)の防災体制の強化の 番でも掲げさせていただいておまして、どちらをどう表現するかなのですが、どちらか主体の、むしろ主の部分の方には再掲と書かないで、自由というとおかしいのですが、4章の方がむしろ収まりがいいだろうという格好で記載し、そうではない部分には再掲という表現をさせていただいたというものでございます。

(小田部会長)

この辺りは恐らく薄田さんの指摘も、その意味は分からないでもないのだけれども、やはりこの辺が縦割りの、図らずも出てしまうところで、いわゆるダブリとは違うのだということをきちんと表現してもらわないと、再掲という、私も途中で煩わしくなってくるのは、読むとみんな再掲にしてあると、その項目を開くわけです。これができたときに、これは市民にお示ししたりするわけでしょう。そのときはこっちを引け、こっちを引けではなくて、も

し入れるなら何ページと入れてもらいたいくらい多すぎるというのは私も気にはなりました。このところはやはり初步の課と違うのならば、それがまさに縦割り行政になってしまうので。これはもう少し工夫できる部分がないのかなと。つまり、括りでやっていくわけだから。一番の表題はここにあるように共同というものをキーワードにしたわけでしょう。そうすれば当然自然災害の中で自助・公助・共助があるとかがというのはしょっちゅう出てくるわけだし、福祉の分野にいても出てくるし、どこにいてもそうなので、その辺を。難しいでしょうか。しかし私は気になると思います。これはかなり数が多いのです。これほど数がおおいのならば何とかしてくれという。せっかく5つのプランに分けたら5つのプラン、それで全部網羅するものというのは前の方に基本計画の総論があったり潮流があったりしているわけなのです。それは今更ここで言ったところでしょうがないのですけれども、ただ、薄田さんの指摘で非常に大事なものは、これはダブリではないかと思われたり、縦割りだからこういうことになるのかとは思われないような工夫はどこかでしてほしいと。これを読むたびに全部こちらを引けというようなやり方は何とか知恵を、せっかくのあれなので知恵を出してほしいという気はしますけれども、どうでしょうか。これを読む限りなかなか難しいと思うのですけれども、私もこの資料を読んでいて煩わしかったのはそれがあります。これはまた根本的な話になりますね。

(事務局)

実は今のご指摘、第1回の第2部会、顔合わせの第2部会でもそのような発言は少し出たところがございます。今小田部会長がおっしゃった縦割りという話がありましたけれども、実は第4次総合計画はむしろ再掲が少なかったのです。それはどういう構成にしたかという縦割り、組織ごとに章立てをしたのです。そうするとむしろ再掲がなくなるのです。例えば防災ならば防災のセクションのところは第4章だから第1章には逆に防災は出なかったのです。ただ、今は施策重視で並べましたので、そうするとその施策を構成する小さい項目、細項目ですね、ここでいう丸いくつという細項目を考えていくと、むしろ防災というのは協働の中にも出るし、本当の意味の、昔であれば縦割りの防災のところにも出るというようなものがあって、私たちもやりながら確かに再掲がいっぱい出るので見た目は悪いなと思いつつも、一応その施策を構成するものは取り上げたわけですが、今のご指摘、いろいろなところから出ておりますので、その辺を少し市民の方に分かりやすい工夫はしたいと思っております。

(小田部会長)

縦割りから企画重視型に移ったと。そうすると全部にまたかかってしまうのだろうけれども、それは指摘があったということで、できる範囲になると思いますけれども、よろしくお

願います。

(宮川委員)

61 ページ,ユニバーサルデザインの推進というところなのですが、一番最初の丸のところ。「有無などにかかわらず、全ての市民が」ということが書いてあります。それから 番のUDの普及・啓発のところ、またそこでも「全ての市民が」とあります。全ての市民という、この全てという使い方というのは、私が以前別の会でやっていたときに、非常に難しい言葉であるということ。「一人でも多くの」という方がより適切ではないかと。全てというとても大変なことをやりかねないような感じになるので、その辺も少し考えてほしいというところです。

(石井企画部長)

ユニバーサルの基本的な考え方として、誰でもがという原点というか基本的な考え方を持っているものですから、そこでできるだけというよりも全てという表現にさせていただいているというのがこの部分です。こういった基本的な考え方を据えながら、市のあらゆる施策を見ていこうと。そういう理念を表しているというものでございます。

(小田部会長)

むしろ平等とか均等という意味の方に頭はあれなのでしょうか。ここはいいですか。

(宮川委員)

もう一ついいですか。私はバドミントン協会の仕事というか、やっているのですが、協会としてなかなか手が足りないものですから、いろいろな面で援助してもらおうということで、NPO法人を立ち上げて強化だけをそこをお願いして協会に援助してもらっているわけです。この文章を見ると、56 ページあたりも、(2)のところで「社会の変化～NPOなどの市民公益活動を支援します」と。これは支援してもらっているのか支援しているのか。それから一番最後にNPO活動の市民活動支援センター、これは先ほど森本委員から話を聞いたのだけれども、1割くらい分かったかなと思うのだけれども、すべて行政の方が支援しますという文章になっているのですが、NPOの人たちにしてみれば、逆に行政の人たちの手が回らないから支援しているということに当たる部分がないのかどうか。私は市民活動をやっていないので分からないのだけれども、それはどうなのでしょう。

(森本委員)

素朴な質問でいい質問だと思います。実際に関わっている人間としての考えで、すべての人がそう思っているかどうか分かりませんが、基本的にはお互いに助け合わないとうまく回らないということがありまして、宮川委員がおっしゃったようにNPOが行政を助けるというのも正しいですし、行政がNPOを支援するというのも正しいのです。例えば今問題にな

るのは、その活動の場がないとか、活動のお金がないという、NPOとしての問題を行政の方が支援すると。支援されたことによってNPOの活動の場が広がるという、要は持ちつ持たれつでいかないと回らないというところが今現実にありますので、どちらの表現も正しいのかなという気はしています。

(小田部会長)

何かあれですか、事務局の方で言っておきたいことは。特にいいですか。

(松下委員)

質問よろしいでしょうか。男女共同参画について、59ページの のところにいきたくて思いますが、「男女共同参画における国際協調」というところなのですが、「国際社会の動向や国際機関などと連携、協調しながら推進します」と書いてありますが、具体的にはどういった国際機関であり、どういった連携、協調をしようとしているのでしょうか。私が新潟市は非常に進んでいると思ったのは、女性センターが非常に早く建ちましたし、DVのシェルターなどにしても、たまたま向こうにいた経験からしますと、非常に向こうは女性の全体的な人権が進んでいるのですが、特に女性に関してはDVのシェルターがありまして、優先的に職を与えたり、職場が見つかるまで、それこそ尊厳を持たせたままで低い見方をしないできちんとした人権意識が非常に高く非常にびっくりしたのです。ところが、新潟市が全国的には進んでいてびっくりしたのです。だからそれはすばらしいことで、これをますます進めるという意味なのかもしれませんが、国際機関などとの連携協調といいますが、市が県と同等の権利を持つということでもかなり大きくなるのですが、少し大きくなりすぎて、国のレベルでいきますと、デンマークなどを見ますと女性の国会議員の比率が38%ということで、日本は全然問題になっていません。ですから、ここで連携、協調ということまではいかずに、模範とかお手本とするという感じにしてしまうと、今後は日本が後進国になるような感じで嫌なのかもしれませんが、先進国の中ではそういった議員数などの比率がとても低くて、はっきり言ってその部分では後進国でありますし、ここで動向、機関などとの連携、協調というのは具体的にはどういった機関との連携協調などを考えているのでしょうか。

(岡田総務部長)

この項目はかなり象徴的な意味合いも含んでいるかと思えます。今ほど森本委員もお互いに支援しお互いに協調云々というお話もありましたけれども、今ほど男女共同参画センターのお話もありましたけれども、新潟市がこの取り組み、かなり早い立ち上げでまいりました。それは笠原委員も代表を務めていらっしゃる会議のメンバーの方などからも支援をしていただきながらやったわけですが、そもそも一番最初の行政としての取っかかりの部分が国連の女子差別撤廃条約というものがございまして。やはり国際女性連というものが5年

ごとにありますし、その中で一つ協調しながらやってきたということは事実でございますし、やはりそれを一つのお手本としながらやってきたと。例えばヨーロッパではかなり進んでいるところがありますし、実はアメリカはずいぶん遅れているというような部分から、やはり国際社会の動向というものもきちんと、条約だとかそれぞれの国の、新潟からも北京ですとかいろいろな所に市民代表の方に行っていたいておりますので、そういうところも含めてこのところについては協調しながらやっていく。一番の基本は国連ですが、国連と新潟市が直接対峙することはございませんが、国連が主催をする行事には新潟市も参加した経緯がございますので、これはやはり一つの象徴的な意味合いとしては重要なところだろうと考えております。

(小田部会長)

情報収集よりももう少し踏み込んで連携協調とした意味も、今までの実績もあるということで、そのような取り組みをしたいと、それが込められていることだそうですが、松下委員、いかがですか。特にあれで。

要するに連携、協調はしているのだということを出したいということですね。

では、時間がおしてきたので、ここはもう少しあろうかと思いますが、2番目の個性ある地域づくりの方に入りたいと思います。こちらの方を担当の方、ご説明いただければと思います。

(石井企画部長)

それでは62ページをお開きいただきたいと思います。2番目の個性ある地域づくりでございます。まず、現況と課題でございますが、14市町村の合併によりまして人口面積が大きくなったことはもとより、都市と田園が一体となったことによりまして、各地域ではぐくまれてきましたみなとまち文化、あるいは地主文化など、多様な地域文化が伝えられて今日に至っているところでございます。また、次の丸印でございますが、これは全国的な状況でもあることでありますけれども、コミュニティが衰退しつつあると言われる中で、さまざまな課題が生じているということがいえるわけでございます。

一方、3番目の丸印ですけれども、各区や地域の持つ特性や宝を生かした地域づくりを進めるために、都市内分権の推進と環境づくりが必要となっていることは言えるわけでございます。また、住民によります自主的な地域活動や学習活動の拠点作りや活動を支える体制づくりが求められているものと考えているところでございます。

こういった現況と課題を踏まえまして、施策の体系として三つの小項目から、さらに細分類の施策を展開する体系としているところでございます。

次に、63ページをご覧くださいと思います。まず最初の(1)地域の特性を生かした

地域によるまちづくりについてでございます。繰り返しになるかもしれませんが、合併によりまして多くの魅力、宝を得ることができたわけであります。こうした地域の魅力や特性を生かしたまちづくりを進めるために、地域のことは地域で考え実行する、自立の高いまちづくりを進めることとしております。

また、まちづくりの市民ニーズが多様化しているところでございますが、そうした多様化する市民ニーズに対しまして、地域で暮らす住民が主体となってコミュニティを核とした地域のまちづくりを進めることとして、細項目として以下五つを挙げているところでございます。

地域の自立度の向上といたしまして、まちづくりのメインステージとなる区への積極的な権限委譲を行うなど、都市内分権を推進いたします。

といたしましては、合併建設計画の着実・効率的な推進ですが、合併建設計画の趣旨を踏まえつつ、その実施を図るというものでございます。

、先ほどご指摘が出た再掲でございますが、文化施設の整備を挙げさせていただいております。

、にいがた地元学の推進ですが、地域に住む住民が地域にあるさまざまな魅力・たからに気づきまして、それを活かしながらより良い地域づくりを行う活動を支援するというものでございます。

につきましては再掲でございますが、地域における生涯学習活動への支援を掲げさせていただきました。

次に、64 ページをご覧くださいと思います。二つ目の施策でございます、地域文化の振興と発信でございます。本市の持つ歴史・文化を明らかにするとともに、その担い手の育成を図り、さらにそれを市民、国内外に広く発信するというものです。また、地域特性を活かした学習を地域づくりに結びつけるとともに、市民文化の創造に向けて活動の支援を行うこととし、六つの施策の展開を掲げさせていただきました。なお、これにつきましては、すべて第5章の教育文化都市の再掲でございます。 としまして、優れた芸術文化に触れる機会の提供。 としまして、文化を担う人材・団体の育成。 といたしまして、文化活動の活性化。 といたしまして、文化財の保護と活用。 といたしまして、歴史的資料の保存と活用。 としまして、新潟市の歴史を発信・紹介という六つを掲げさせていただいたところでございます。

次に、65 ページをご覧ください。三つ目の施策でございます。区の一体感の醸成でございますが、政令市になりますと八つの区ができるわけでございます。その各区が地域の特性を活かし個性あふれるまちづくりを進めまして、全体として調和していくことが重要であると

考えております。そのためには、区内各地域の取組みや区政情報など、身近な情報を共有し活用を図ることが必要であると考えております。また、区民主体のまちづくりを推進するための環境づくりや交流を進め、一体感の醸成を図ることとしております。

そのために2点を掲げさせていただいております。、区域情報の発信ですが、区役所だよりなどによりまして区民に情報を提供し、区民が情報を共有することによりまして一体感の醸成と区民と区の情報共有による協働のまちづくりを促進することとします。

、住民自治意識と一体感の醸成でございますが、区のごことは区民で考え実行するという分権都市の実現を目指しまして、区民が主体となって豊かな地域社会を築くため環境づくりを進めることとしております。また、区域内はもとより各地域間の交流を進めまして、地域の魅力などを共有することによりまして、区の一体感の醸成を図るというものでございます。

(小田部会長)

ありがとうございました。では、ここの62ページから64ページのところに当たりますが、薄田委員、お願いします。

(薄田委員)

個性ある地域づくりということで三つ挙げられているのですけれども、私は見た感じここに書かれている(1)の地域の特性を活かした地域によるまちづくりというものを3番の区の一体感の醸成というところがあります。それぞれの下に丸が付いてあって書かれているのですけれども、地域の魅力や特性を活かしたまちづくりを進めるためということで、自立度の高いまちづくりを進めますと。区の一体感の方では、各地域の特性を活かし個性溢れるまちづくりを進め、区民主体のまちづくりを推進するというようなことが書かれているのですけれども、新しく区政を敷かれるということで、区の一体感の醸成というものがとても必要だということでこのようにわざわざ別にしたのかなというのは分かるのですけれども、どちらも地域の特性を活かした地域によるまちづくりの中にこの区の一体感の醸成も入るのではないかと。気持ちは分かるのですけれども、わざわざこうしなくても書かれていることは地域によるまちづくりに関することではないかという思いで私は読んだのですけれども、いかがでしょう。

(小田部会長)

構成について、いかがですか。

(石井企画部長)

まったく似たような内容が確かにご指摘のとおり記載されているところでございます。一つの考え方としまして、前段の方はどちらかといいますと予算や仕組み、あるいは制度設計的なもので整理させていただきまして、後段の方につきましては、そういったものを活かし

た具体的な取組をやっていこうということで(1)と(3)という形で整理させていただき、掲げさせていただいたものでございまして、確かにくどい感じはするかなとは思いますが、

(小田部会長)

ほかはどうですか。

(桑原委員)

それでは、63 ページで何点か、質問という格好になりますが、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、上から5行目ですか、(1)の2番目の丸印ですけれども、これは実は先ほどどなたから指摘がございましたけれども、55 ページの「地域の多様化する市民ニーズ云々とまったく同じ文章なのです。先ほどのご指摘は説明のために進めますというのは変な文章ですよ」ということでしたが、これも同じことです。修正が必要だろうと思えます。根本的には、この55 ページと63 ページは別々のカテゴリの中にあるわけで、別々のカテゴリにあるのにまったく同じ表現が出てきていいのかなという疑問はございます。

それから、文化施設の整備とありますけれども、地域の特性を活かした地域によるまちづくりの中になぜ「市民の文化活動を支援するための拠点となる文化施設の整備を進めます」が出てくるのかよく分かりません。

それから、にいがた地元学の推進とあります。ところが、にいがた地元学というのは一体全体何なのか、この本文の中には書いてありません。それから地元学の推進という表題を掲げながら、文章的には「より良い地域づくりを行う活動を支援します」となっていて、表題と内容がまったく一致をしていない。これは一体全体なんだろうと思えます。

それから、ここにも本文の中に地域学という言葉がまったく説明なしに使われておりますけれども、一体全体これは何なのか。それから、文章的になのですが、中盤辺りで「市民が地域活動等に参画していくための主体的な学習活動ができる研修」、これもぐるぐる回っているような表現で、どうも意味がよく取れない。

55 ページについてはこのようなことを疑問、あるいは感じたところでございます。

(小田部会長)

まず1点目のこれは分かりますよね。この63 ページの二つ目の丸印ですか、そこと55 ページの「に当たります地域コミュニティ、まったく同じ文章だ」という指摘です。それと、あとこれは我々もあまりにもにいがた地元学なるものが説明なしでぼんと出たり、地域学という、にいがた地元学と地域学というのは同じ言葉なのか違う言葉なのか。あとはほかの意見を聞いてからと思えますけれども、とりあえずこの3点について、いかがでしょう。

(石井企画部長)

文章のこなれていない部分が多々あるところがあります。それぞれのご指摘，桑原委員の方からいただいているのですが，その辺，もう少し前後を照らし合わせながら推敲していきたいと思いますし，できるだけ重なる部分の少なくなるような表現といったものを検討していきたいと思っていますところでございます。

あと，文化施設の整備をとばしまして，地元学でございますけれども，確かに唐突にすんと出てきておりますので，こういった語彙については説明書きを巻末，あるいは下の方に記載するという形で表現して説明したいと思っております。ここで言う地元学でございますけれども，これにつきましては，地域の住民の皆さんに地域のことをまずよく知っていただいて，そこにある魅力あるいは特性等について気づいて，それを大事に育てながら地域をよりよくしていただくというものを地元学ということで表現させていただいているところでございます。地元のいいものを探し，そこに光を当てて磨き上げていこうというのが地元学ということで定義づけさせていただいているというものでございます。どちらかという地元学というのは活用という範疇に入るかもしれませんが，一方で，地域学ということで似たような言葉が出てきております。これにつきましては，どちらかという公民館活動等で利用している言葉でございます。こちらの方は文化あるいは歴史を学び，研究することが地域学という形の中で使われているというようなことで，若干使い分けをさせていただいたというものでございます。

あと，文章のこなれていないものはまた推敲させていただきますので，お願いします。

(小田部会長)

文化施設のところはいいですか。

(加藤文化振興課長補佐)

文化振興課長補佐の加藤と申します。よろしく申し上げます。 番の文化施設の整備についてでございますけれども，合併建設計画の中で，(仮称)豊栄文化会館と(仮称)新津文化会館が地区の文化施設の拠点整備ということで予定されている施設でございます。区になりますと，この二つの施設につきましてはいずれも区の施設ということで活用していただく予定となっておりますことから，ここの場所に再掲させていただいております。

(小田部会長)

関連で，よろしく申し上げます。

(森本委員)

まず， のにいがた地元学というのは何年も活動されているということで私は存じ上げているのですが，知らない方も多いということで。使い方として，固有名詞なのか一般名詞な

のか、その辺がはっきりしていない感じがしていますので、先ほど事務局から説明があったような説明をきちんと入れることによって、どういう経緯でやられているのか、どういうものかということ、固有名詞なのか一般名詞なのかということを理解していただければいいと思います。

それから、文化施設の整備ですけれども、これは別に私はいいのかなと思っております。特に今公民館の方に制限が加わりそうな動きもありますので、文化施設という言葉がいいのかどうか分かりませんが、活動するための拠点なり施設というのは当然必要だと思います。それが文化施設がいいのかどうか、また文化という言葉が出てきたのでこういう形になっているのか分かりませんが、その施設整備自体については私は問題ないのかなと思っております。

(小田部会長)

一つ聞きたいのですけれども、地元学というのはあれですね。どこか東北の農業の方が使ったのが始まりなわけですから。地元学というのはカギ括弧で使わなければいけないのではないかと、あるいはにいがたというのはある意味それをいただいてにいがた地元学と、新潟というのはある意味いただいて付けているだけだと思うので、この辺もし注で入れるのであれば問題ないと思うのですけれども、これはまずいのではないかとするのは少し気になっていました。それと、地域学は先ほど言ったようなことを平たく説明してもらえればいかなと思います。

ただ、文化施設は、先ほどの説明を聞くと何か生々しくなってきた、建設計画に入っているのでこれを入れているというのは、そういうことを入れているものがあつたりなかつたりしていたりすると、少しまたこの呼び方が違ってきてしまうのだけれども、そういうものがあるので入れておきましたとなってしまうと、先ほどの根本的議論のところでも再三宮川委員もおっしゃったように、何かをやる上で財源がないものを持っているだけなのか財源があつて言っているのか。最後やる時は財源の問題というものが大事な問題になってくるときに、今の説明だと、豊栄と新津はもう財源がいただいているというような、やれそうなので入れておきましたとなってしまうと少しいかなものかなという感じはします。

それと、先ほどの文言のもの、多様化する市民ニーズは文言調整ではなくてダブりの表現なので全くまずい話なので、これは何とかしていただきたいということです。少しその文化施設の考え方辺りのところを少し抑えておかないと、今度いろいろなところで実際になりそうなものがあるのかないのかというような話になると生々しい話になるので。

(石井企画部長)

ここで合併建設計画云々というのはやはり触れるべきではないのだろうとは思いますが。た

だ、この(1)で言いたいことは、こういった地域のまちづくりを進めるための基礎部分と
いいますか、支える部分をここで整理していこうということで、したがいまして、ハードな
施設というものも必要だろうということでここに入れさせていただいているという形になっ
ているものでございます。あとは、造る造らないというのはむしろこれからの実施計画の中
に入りますので、それはまた次の段階だろうと思っております。

(小田部会長)

これはやはり桑原委員も唐突感を持ったというのが分かるというのは、なぜ文化施設なの
か、それはなかなか分からないのですね。ではスポーツ施設はないのかと。別にこれは先ほ
どの再掲云々ではないけれども、地域の特性を活かした地域によるまちづくりの話なわけで、
要するに文化のまちづくりの話をしているわけではないでしょう。ということは、なぜ文化
施設だけぽんと出てくるのかというのが印象だと思うのです。その理由が生々しいものだけ
から何のことかと思ったのだけれども、その辺のところの説明を。

(石井企画部長)

今のご意見を踏まえまして、若干整理して、次のときにまたご報告させていただきたいと
思います。おっしゃるとおり、スポーツ施設がなぜないのかと、そのほかいろいろ出てくる
と思います。

(小田部会長)

これはあくまでも主題が地域の特性を活かしたというもの。

(石井企画部長)

させる施設であれば全部入れ込めばいい話です。少し整理して次回にまたご報告させて
いただきます。

(折笠委員)

この表題は「地域の特性を活かした地域によるまちづくり」ですよね。前のものを受けて
いきますと、地域の活動や学習の広がりとか何とかといたしますので、非常に狭まってきてい
ます。文化施設や地元学、自分たちができることというように範囲が非常に狭まって表題と
少し違和感があるのですが、例えば経済や産業というのはこの中に入らないのでしょうか。
地域の特性を活かしたことに。

(小田部会長)

その辺はどうですか、分けておられると思うのですけれども。

(笠原委員)

非常に狭く考えているのですか。

(小田部会長)

狭いというものが、も一緒じゃないかという話しもあったり、なかなかこの章立てのところの整理というのは一番難しいところだなと思うのですけれども、その辺論理的な構成というのはいろいろ議論したのだと思うのですけれども、事務局の方、何か説明はございますか。

(事務局)

ここの第1章というのは分権型協働都市ということで、その分権の中の特に協働というところをキーワードにしてみたときに、先ほどいったような自治会、コミュニティ協議会、あるいは先ほど部長が説明した自治協議会、現在準備会ですが、今後区ができますと自治協議会みたいな組織ができてきます。そういったところを主として行政と協働しながら具体的なまちづくりということで、直接産業とかということもないわけではないのでしょうかけれども、よりその組織的な活動に近いまちづくりのイメージをこの第1章に載せまして、今度は第3章のところ産業というところを用意してある程度棲み分けはしているのですが、その辺のご意見もまたいろいろなところで検討はさせていただきたいと思っております。

(森本委員)

参考といたしますか、その辺の今の折笠委員の意見に少しプラスという意味かもしれませんが、まちづくり、地域づくりということで、地域通貨とかNPOでが企業化されるとか、いろいろそのようなことは起きていますので、その範囲内での記述は可能なのかなと。一般的な産業ということではなくて、地域づくりから発生したいろいろな産業化的なものも展開するということが大きな力になってくるかと思っておりますので、そういう記述でもいいかなと思います。

(小田部会長)

その辺少し検討してみて、入れられるかどうか。そのほかに、いかがですか。

(高橋委員)

63ページの地元学と地域学なのですけれども、確か東北の方で赤坂憲雄さんという研究家の方が、東北学というものが五、六年前にとても流行ったのです。そこから地域学が流行って、その新潟版が新潟地域学だと思うのですけれども、表題の方には地域研究的なことを書いて、本文の中の方にその説明として地元学や地域学を入れたらいいのではないかと思います。

それと64ページなのですけれども、前半は読まないのですけれども後ろの方、～と後ろの方を読んでみますと、提供であるとか育成であるとか活性化であるとか、あとは文化財の保護活用、保存、活用と出てくるのですけれども、は発信・紹介とあるのですけれども、前段階で研究とか整理ということが必要だと思うのです。ですから、文化を振興・発信する

大切なものとして、研究と整理というのものをどこかに入れていただきたいと思います。

(小田部会長)

先ほどの東北学は今でも赤坂さんはやっておられるわけですから、その辺は説明のところで、先ほどの平たく言って、要するに現在も行っている公民館活動とはまた別の形で、赤坂さんが東北学という形で、それと関連している意味で地域学というのならばそこは断らなければならぬというご指摘だと思います。

あと、この64ページの地域文化の振興と発信という、基本的な構成ですね、考え方の基はないのではないかと。研究、整理をした上でそれは成り立つものではないのかと。この辺は項目を立てた方がいいのか前文は要らないのか、その辺はどうですか。

(倉地歴史文化課長補佐)

国際文化部長が出張のために代わり出ております、歴史文化課の倉地と申します。

、の部分でございますけれども、文化財の保護と活用、それから歴史資料の保存、活用、それから歴史を発信、紹介ということで、今高橋委員からお話のように、当然保護・活用するためには、調査があって研究があって、それで保護をし、またそれを活用していくという流れになっております。したがって用語の中で調査・研究という部分は触れられていないということでございますので、それについては用語の再整理ということで考えたいと思います。その中に、今申し上げました流れの中でやっていくのは当然のことでございますので、そのように含み対応するという考えでございます。

(小田部会長)

よろしいですか。

少し自分で言わせていただくと、62ページのみなとまち文化、地主文化と62ページの上の2行目くらい、多様な地域文化と。地主文化というのはそんな文化があるのかなと思って、豪農の館みたいなものをイメージしておられるのかなという気はするのですけれども、言葉の使い方で何でもかんでも文化と付けていいのかなという部分も少し気になるのですけれども、あえてお付けになったのか、他意はないということなのか。

もう一つ、少し根本的なものなのかもしれないのですけれども、自立度の高いまちづくりというのはいつも議論になると思うのですけれども、何を持って自立度が高いというのか、市の総合計画である以上はやはり指標的なものを入れてやった方がいいのかなという気がしないでもないのです。自立度が高い低いというのは何を持ってしても皆さん意見が割れるところではあるのだけれども、市が総合計画に盛り込んで市が指針としているものはこういうものを持って自立度について高い低いというものを設けてみましたという意味で出してやらないと分かりにくいのではないかという気がするのですけれども、その辺いかがでしょう。

(石井企画部長)

地主文化，ある意味造語的な部分もあるかもしれませんが。ただ，文化の分野でも大地主の影響は大変大きかったということで，地主の経済力，あるいは教養によって生み出された文化，それを地主文化といわせていただいているということでございます。例えば坂口安吾の父であった五峯ですか，その北越詩話，あるいは中野邸だとか，そういったようなものを触れさせていただこうかなということで，このような地主文化という書き方をさせていただいたというものでございます。一般的なものではないことは事実だと思いますが，使わせていただいたという書き方です。

あと，自立度，確かに部会長ご指摘のとおりで，言葉をぼんと使うのですけれども少しはつきりしない部分がありますので，どこまでが自立度が高いと言えるのか，その辺もう少し検討しながら言葉を使い，あるいはそれを補足するという形にさせていただきたいと思っております。

(小田部会長)

協働という大きなキーワードで一緒にやろうという意味は分かるのですけれども，それによって自分たちの地域のことを自分たちでというものを自立度というような指標が差し挟まれるような表現を使うとしたらそれは何か入れてやらないと，ここは一生懸命やっている，けれどもお前のところは自立度が低い，高いというような言い方はやはりできないのだろうと思うので。

あと，地主文化というのはやはり違和感があるのは，そうはいっても地主がいれば小作もいたのだから，それはむしろ歴史的にいえば，地域が直接入ってないとしても，木崎争議という歴史的にも残されている，むしろ地主文化よりももっと残されている歴史的な事件もあるわけで，あまりこの辺のところは不用意に使わないで，みなとまち文化というのなら庶民の文化でもありますけれども，地主文化と，地主さんの文化をたたえてどうするのだというようなこと。いろいろ過去の旧跡とか名跡の中にこういうものがありますよということではいいのだと思いますけれども，それを文化と突然認知してしまうと何か違和感があるかもしれないので，これはほかにも指摘があるかどうか分かりませんが。

(長瀬委員)

その違和感でなのですけれども，ここの個性ある地域づくりの中では頻繁に宝という言葉を使っているのですけれども，これはまちづくりの理念の中で固有の文化とか産業とか人材と財産と表現しているのですけれども，同じと受け取ってよろしいのでしょうか。そして，そういったものを宝というような表現は一般的なのでしょうか。

(小田部会長)

これもいかがですか。気になってくると気になるのですね，こういうことは。

(石井企画部長)

よく最近使わせていただいているものですから，一般的に伝えやすいかなということで宝という表現を使わせていただいています。その地域の持っている文化とか，あるいは伝統芸能とか，あるいは自然もそこに含まれると思います。そういったものを総称して宝という言い方をさせていただいているということで，私どもは一般的にすぐ使うものですから，特に地元学も3年目に入っているいろいろなところに出ていきますと，そのような表現で地元の皆さんと触れているという中ではほぼ一般化してきているかなと思っております。

(小田部会長)

ひらがながポピュラーなんですか，これは。ひらがなということはないでしょう。漢字の宝をイメージしているわけでしょう。

(石井部長)

漢字の宝，はい。

(小田部会長)

これをまたひらがなで書く辺りが少し私もよく分からないのですけれども。言葉の使い方というのは結構重要なところがありますよというのは始めのところから言っていたのですが，桑原委員も指摘していたように，言葉がぐるぐる回ったり，あるいは同じような概念をいろいろな言葉を使ってみたり，使うところできちんと抑えてくれた方が頭に入りやすいかなと思います。長瀬委員のものも，いろいろなところで見るといろいろな言葉が突然また宝と試してみたり，総称してそれを宝と読み取れる文章になっているならいいのだけれども，各章によって突然宝と総称してみたり，その辺少し目立つところがあるので，気が付いたところでやるしかないと思うのですけれども，よろしく願いしたいと思います。

(桑原委員)

63 ページの のところに都市内分権とあります。これは 62 ページのちょうど左側のところにもあるのですけれども，都市内分権という言葉があって，63 ページのところでは「区への積極的な権限委譲を行うなど都市内分権を推進します」とありますので，これは本庁の権限を区に下ろしていきますよと。それが都市内分権ですと読めますけれども，それはそういう意味でお使いになっていらっしゃるのでしょうか。

それから，分権ということでいきますと，あちこちに飛びますけれども，この章の一番最初に出てくるのが「分権型協働都市」です。51 ページ，表題分に出てきます。それからこのすべてのページの上の方にも，「Ⅰ 分権型協働都市」と。それから，そのあと拾っていきますと，53 ページには「分権型市民都市」というものがあります。それから 55 ページには「分

権型政令市」というものがあります。67 ページ, 68 ページには「分権市民都市」というものがあります。あっちもこっちも分権なのですけれども, みんな同じ内容なのではないでしょうか。同じことを別々の言葉で言っているのでしょうか, それとも一つひとつ全部違うのでしょうか。都市内分権の意味を含めてご説明いただきたいと思います。

(小田部会長)

どうですか。私も気になったのは, 63 ページの, 今桑原委員おっしゃったように, 区への積極的な権限委譲を行うなど都市内分権とってみたり, 隣は地域のことは地域で考え実行するという都市内分権ということで, あのご指摘は私は気が付かなかったのですが, いろいろなところで言葉の, 言い換えているのか, その辺少しきちんとした方がいいのではないのでしょうか。

(石井企画部長)

特に分権につきましてはさまざま使っております。地域のときもこういう議論があったと思っておりますので, それぞれ使い方によって限定している部分ともう少し広い意味という部分, 場所を示す部分といろいろあるかと思えます。その辺, 若干もう一度全部通して一度整理させていただきたいと思えます。

ここでいう都市内分権のことになりますが, 一つは国から地方へという分権が一つあるかと思えます。もう一つは地域のことを逆に身近なところで担っていただくという地域内分権といいますか都市内分権, その二つの分権があると考えておりますので, そのようなことで, ここでは都市内分権というのはいわゆる地域の中での分権, 都市の中で分権し合うということを示しているものとして使わせていただいております。ただ, 本当に分権分権と気楽に使っている部分もありますので, 一旦全部見て, 体系的なものがあるのであればまた整理させていただきたいと思っております。

(小田部会長)

基本的に分権型協働都市というのが親の言葉になっているので, もしその文章の中で表現上都市内分権というものを使っていくのが主であれば, 最初に断っておいてもらえれば。それから, 別の表現をするときにはやはりそれなりに断っていただく。親は分権型協働都市という言い方をしているわけなので, この中の理念として都市内分権というそれぞれの区が独立した中で自立した地域, そういう新しい試みなのだということを出してもらって, それが今までの政令市にはないという初めての試みなのだという意味で分権型政令市という言い方をしているのだらうと思うのだけれども, その辺のところはやはり親の言葉, キーの言葉を踏まえた上で一つくらい子供にしておいて, あとは孫的な言葉を使うときにはきちんと説明してもらおうというように文言を整理させていただきたいと思えます。

(笠原委員)

都市内分権という意味合いというのは、前にも言ったのですけれども、本庁組織というかそれをなんとかして区への積極的な権限委譲というようにとらえればいいのですね。

(小田部会長)

そういう意味だという今の説明ですね。

(森本委員)

答えられないかもしれませんが、区の方に権限委譲をした場合に、新潟市として全体のイメージをどのように組み立てていくのかというのは、あとで出てくるかもしれませんが、それを。すぐお答えされなくても結構ですけれども、いつかの時点でコメントをいただきたい。

(小田部会長)

最初のときの議論で、松下委員などもご指摘がありまして、要するに全体の発展と地域の自立、個性ある発展とこれを全体の調和はどうするのかと。仙台市などは本庁中心、本庁に求心力を。新潟は8区がそれぞれ自立した地域という試みなのだという言い方をされていたのですけれども、今のところにみんなかかってくると思うので、また次の機会に説明があると思います。文言を整理するのがその説明の中に当然出てくると思うのですけれども。

いろいろあろうかと思いますが、とりあえず3番目に進ませていただいて、当然また後戻りしても結構ですので、66ページから68ページの3ページの説明をお願いします。

(岡田総務部部長)

それでは、分権型協働都市3番目の「市民と行政との信頼のきずな」につきまして、総務部岡田より説明させていただきます。

まず最初に現況と課題でございますが、今ほど語義論ございましたけれども、地方分権の推進に伴いまして、現在大幅な権限委譲が進められていると。その委譲された権限を活かした新しい組織作りが求められています。また、近年の市民参画の協働の意識の高まり、それがございますので、市民の市政運営への関心は大きくなると思います。

そのため積極的な行政情報の公開、そしてまた市民の意見を反映した市政運営が望まれていると。そして来年に予定されておりますけれども、市民ニーズに的確に対応した政令指定都市にふさわしい組織づくり、そして行財政運営の推進もさらに求められているところでございます。一方、現実の社会ではまさに少子高齢化社会になっておりますけれども、そういう状況をふまえて行財政を取り巻く環境はさらに厳しくなっておりますので、行政運営の簡素化、効率化が必要ということでございます。

施策の体系といたしましては二つの項目になっております。一つにはスマートでスピーデ

イな市役所。二つ目には開かれた市政という二つの項目立てになっております。一つ目のスマートでスピーディな市役所については、さらに細かくなりますと、行政経営品質の向上から、の効率的な行政を実現するための情報化の八つに整理をしております。開かれた市政につきましては、広報・広聴の充実、二つ目として情報公開・個人情報保護施策の充実の二つの項目になっております。

67ページでございますが、施策の展開でございます。スマートでスピーディな市役所でございますが、やはり市民満足度の高い行政サービスを全庁的に目指しているわけですが、それを効果的に提供するため、柔軟に対応できる大きな区役所、そしてまた専門性の高い小さな市役所を今ほどの分権型とも絡むわけでございますけれども、それを進める一方で、さらにまた組織については簡素で効率的なものを目指すということです。「高度化・多様化する市民ニーズに対して」は民と官の役割分担、そして公の中でも、公そして外郭団体というものもございますが、そういうものの役割分担を進めまして公正で効率的な行政運営を進めたいということでございます。

まず一つ目の「行政経営品質の向上」では、少子化あるいは人口減少時代という行財政を取り巻く環境が厳しいですので、その中での市民ニーズに応えた市民満足度の向上を図るための、特に求められていますのが、「政策法務能力の向上」そしてまたこれは「行政運営の簡素化・効率化」は普遍的な部分でもございますが、これを進めてまいります。そして市民の行政ニーズに対しましては、民間でできるものは民間あるいは公共サービスの提供体制の見直しを図りまして、「公正で効率的な行政運営」これにより市民に信頼される市役所づくりを目指したいとしております。

二つ目の「財政の効率化」でございますが、現在の経済環境の中では持続的な行政運営を図るためには、最小のコストで最大の効果。これは自書でもうたわれているところでございますが、これを進めると。そしてさらにかぎられた財源を活かすためにも選択と集中による取り組みを行います。

三つ目の「定員管理・人事管理・給与の適正化」でございますが、権限移譲に伴います業務の拡大そして市民ニーズ、市民からの行政ニーズの拡大などに応えた中での新たな事務事業。そして組織の見直しなどにより定員の適正化を図るものでございます。そして、職員の改革意欲の高揚、人材の育成と併せまして、最大限の効果を上げるためにも職員の持つ能力や業績を評価するシステムを今現在研究中でございますが、これも構築したいとしています。そして給与の問題につきましては、これも数年来進めておりますけれども、給与の適正化を図り、職員の意欲向上をさらにまた目指すための給与体系の整備も行いたいとしています。

四つ目の「人材の育成」でございます。以上に述べましたように、非常に多様化した市民

ニーズに対応するためにも、これは職員一人ひとりの問題でございますので、的確に対応できる能力を開発して、人材を育成したいとしております。

五つ目の「組織の適正化」でございますが、これについては今ほどもご議論ありましたが、分権市民都市に相応しい協働のまちづくり推進のための組織づくりを進めたいということですので。

六つ目の「地方分権の推進」ですが、これは本当にこの数年来、法律の改正等で分権型社会が現実のものとなっておりますので、政令市として地域の実情に応じたまちづくりを進めるためにも、この国と地方の関係の見直しをさらに促進し、地方分権の推進を図ると。これは国と地方との関係ということでございます。またさらに新潟市の内部におきましても分権市民都市に相応しい市民主体のまちづくりを進めるために、都市内分権の取り組みも進めます。

七つ目をいたしましては、「市民生活を便利にするための情報化」でございます。ここにつきましては情報通信技術を効果的に活用して、市民生活の利便性の向上を図ることとしております。

八つ目といたしましては「効率的な行政を実現するための情報化」についてですが、情報通信技術の効果的な活用を図りまして電子自治体の取り組みをさらに一歩進めたいと。そしてコスト軽減を図りたいとしております。

続きまして、二つ目の「開かれた市政」でございます。これは行政を展開する上では当然に必要なわけでございますが、市政情報を幅広く市民に提供し、また一方市民の声を施策に反映させる仕組みづくりを考えると。そして市政情報の提供を進めて市政運営の透明化、このところが大切だと思っておりますし、個人情報保護についてはこの取り組みをさらに進めてまいりたいと思います。

まず一つ目の「広報・広聴の充実」でございますが、これはさまざまな広報媒体を活用して、市政情報を幅広く提供します。さらにまた市長と直接対話をする市政懇談会などの直接的な公聴機能の充実も行います。また分権市民都市としての、先ほどもご議論ありましたが、分権市民として、また一体感の醸成も必要なわけですので、地域情報の提供についても積極的に取り組みます。

二つ目の「情報公開・個人情報保護施策の充実」ですが、この辺については非常にバランスが難しい部分ではございますけれども、市民の市政運営への関心の高まりというものをまちづくりに活かすためにも、市政情報を可能なかぎり公開・提供をします。それにより透明度の向上、市政への理解を深めていただくと。そしてこれは同様にプライバシー意識の高まりがございまして、個人情報の保護についてもバランスを勘案しながらということになり

ますけれども、充実を図ってまいりたいということでございます。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、この項目についてご意見があれば。

(長瀬委員)

68 ページの「開かれた市政」の丸印の三つ目ですけれども、「個人情報保護法」というものは平成 17 年 4 月に施行されておりますので、「制定への取組み」というものは不適切だと思います。もし載せるのなら下の方にあるように、「情報保護の充実を図ります」かあるいは「適切な方の施行に努めます」といったことになると思います。

(岡田総務部長)

新潟市は条例が平成 13 年度にできております。そのあとで、今、おっしゃるように法は既に制定されておりますので、全くその辺のところはおっしゃるとおりでございますので、このところはきちっと整理させていただきます。

(佐藤委員)

全体の関わることなのかもしれないのですが、68 ページの で効率的な行政を実現するための情報化ということで、「情報通信技術の効果的な活用を図る電子自治体の取組みを推進し、事務の効率化・高度化や行政コストの軽減などを図ります。」ということですが、この全体の冠として分権型協働都市のところなのですが、それはこの章の前段ですごく協働ということ強く押し進めているのです。地域のことは地域の方が解決するような方向性は全くそのとおりだと思うのです。その方向性は間違いないと思うのですが、協働することによって行政サービスをできるだけ市民の方に出そうということになると思うのですが、それによることとコスト軽減というものは関係するというのは考えていらっしゃるのかどうかということなのですが、国から地方へというと地方分権です。三位一体改革ですとか税源委譲と述べのとおり、いろいろなものを地方に責任を振り分けていっている。でも実際はそれによってかなり財政カットがあったと聞いていますけれども、同じような流れがこの政令市の中にも、実は協働とかボランティアだとか市民とともに連携して町をつくりましょうとか。NPO の活用ということで、同じようなことがうたわれているようにも感じられるのです。ということで3 のところで協働という文字が一個しか出てこないのですが、最終的に協働というところとコスト削減。これからのスマートな視野と運営。何か関連性を考えていらっしゃるのか。全く切り離していらっしゃるのかということをお聞きしたいと思っております。

(岡田総務部長)

行政の運営につきましては、法律的、制度的なところについては当然それに則ったやり方

をしなければいけないのでしょうかけれども、例えば国の方では電子政府というものが押し進められようとしておりますし、地方ではそれにならうといいますが、むしろ地方が先行しているところがございますけれども、電子自治体。例えば住民票を自宅でとることができるか。そういうことが技術的には可能になっていると。それをあとはどのように認証するか、そのような複雑な部分はございますけれども、そのこのところと分権型がどのようにリンクをするのかといえますと直接的にリンクするところはないのかもしれませんが、少なくとも簡素で効率的な行政運営をするということになれば、何らかのかたちで市民の方にもやはり直接的なメリットがあるだろうというかたちでの8番目として「効率的な行政を実現するための情報化」という項目にしております。

(佐藤委員)

この総合計画で盛り込めるかどうかはわからないのですが、やはり「行政の経営品質と向上」とありますよね。企業的にいうと経営品質の向上というところ、この部分ではお客の満足度だと思うのですが、要するにサービスにコストと見返りの部分です。そういうところなのだと思うのですが、やはり住んでいる人間として、いろいろなものを払い込むものに対して、どういうサービスが受けられるかというところに満足がどれだけあるかだと思うのです。今、これを読むとどんどん自分たちの仕事が回ってくるように見えるわけです。それに対して我々の払うコストがどうなるのかということが協働とスマートな市役所の関係性がわからないのです。これだけ協働、協働と最初に植え付けておいて、最後このスマートでスピーディな市役所というところでは、あまり協働とは関係ないような書き方をされているのですが、本来実は関係のある根深いことなのかということは感じておりますので、総合計画でどこまで盛り込めるかわからないのですが、考え方としてはそういうものは持っておくべきかと思っています。これは意見ですが、例えば市民税がこのままいくと、どんどんいろいろなサービスを市役所が請け負っていたら、どんどん上がっていくのですが、いろいろな地域の活動に身を委ねることによって、市民税は下がりますよ、若しくはこのまま並行でいきますよという考え方があってしかりなのか。協働と財政を関連づけるとそうかと感じております。

(森本委員)

今、佐藤さんがおっしゃった事例で、私が思いつくことは指定管理者制度ということで、市の施設が民間に移譲されていますよね。あれも市のスリム化の一つかという気はしていません。あと思いつくことはありませんけれども。

それと質問といいますが意見なのですが、67ページの表現が全体的にきれいすぎます。非常にきれいすぎて、これを見ても何が起きるかが全然想像つかないのです。例えばの財政の効率化ということであれば、では今、市が持っている施設がどうであって、それをどうし

ていくのかとか、であれば人事ということであれば外郭団体がいくつあるか知りませんが、それをどうするのかとか。やはり何か具体的なマニフェストをされているわけですから、その辺もう少し具体的なところまで踏み込まないと、いっていることはいいのですが、これだと次が動かないのではないかという気がします。

(部会長)

ほかどうでしょう。

(笠原委員)

私は今、県のプランですと官民協働の促進というところで、いわゆる官民協働の考え方によって公共分野への民間資本の活用。それから公共施設運営の民間への改装ということがうたってあるのです。民間活力を利用することで行政が行う業務は集中特化を図ることができると。これだと非常にわかりやすいのです。それからいわゆる必ずしも公務員でなくてもよい業務はアウトソーシング、外部委託を徹底させるということで、効率的な行政運営を行うことが可能となると。この県のプランが非常にわかりやすいので、その辺も入れ込みながら、何か非常にきれいごとにしき書いていないので、具体的にもう少し民間活用を図る。どうして図るのかということを入れてもらいたいと思ったのです

(佐藤委員)

勉強不足で申し訳ないのですが、要するに財政とか効率化という部分というのは他のカードに盛り込まれているのですか。他の部所でもっと入っているのであればいいのですが、やはり総合計画の中で、実は一番重要といいますか、もっときちんと盛り込むべきだと思うのです。先ほど森本委員のおっしゃっている非常にありきたりなものをさらっと述べたことで、本当にこれから財政的にはどういう聞きがあるのかとか、そういうようなことをもっといろいろ盛り込むべきなのかと思うのですが。この辺はこの裏表1ページくらいでいいのだろうかということ疑問に思います。

(宮川委員)

財政のこと、これはしっかりしていないとうまくいかないのだろうと思います。私はたまたま時間があつたものだから、既に政令指定都市になった市のホームページを見ていたら、政令指定都市になったら今までより財源がこれこれ増えましたと。その代わりいろいろな業務も経費も増えました。でもその差額がこれこれありますから、これを一般市民にサービスとして還元できる。これが政令指定都市なのだという話があつて、なるほどなと思ったのですが、ただ新潟市の場合に政令指定都市になっていませんが、その辺の財政的な見通しを先ほど、森本さんがおっしゃったように、非常にきれいごとだから、私もどこから切り込んでいいのかわからなかったのですが、その辺のきちんとしたものの押さえ方というものは、

総合計画にはなかなか入りきれないのだろうとは思いますが、我々そういう情報は全然ないのです。その辺のことを大雑把なことで、やはりこの間も新潟市外の人に聞いたらば、税金が返って高くなったという人たちのいるわけでしょ。新潟市になったために。違いますか。だから、逆に政令指定都市になってデメリットがあった、メリットは何なのだろうという話をしていたのです。その辺の新潟市民、旧市内の人たちの考えることと、そうでない人たちもいることは現実なので、今、この審議会の方はほとんど旧市内に地盤を置く人が多いのではないかと思うのです。私もそうなのです。旧市内から離れていると、その人たちにどういったメリットを提供できるのかということを実感ならばうたってあげられれば一番皆さんが理解しやすいと思うのです。そこまでいくのは「もし」の面もあったと思うのです。少しその辺の疑問を抱いているということだけ一つ。

(事務局)

今ほどの質問で一番重要なことはむしろ財政的な裏付け。今後の見通しというお話しがございました。それは私どもも実は内部的にいろいろ議論をしているところなのですが、まず、区にレベルで三位一体が地方にとってどういう評価ということもいろいろ別れるのでしょうか、一応とりあえず当初も年次のところである程度の一定のことはやりましたが、今後交付税、今、新聞を盛んに賑わせております、今後交付税をどうするかみたいところで、随分いろいろな案が出ているわけです。はたまた小泉改革のあとに誰がくるかわかりませんが、そういったところで将来非常に不透明なところが一つあるという前提の中で、私どもも総合計画8年間ですから、財政的な予測はしなくてはいけないとは思っていますが、それをこの報告書にどう織り込んでいくかについては、さらにもう少し私ども内部的に検討させていただきたいと思っております。ただ、現時点でこの8年間どういう財政的な見通しがあるかについては、何らかの方法で審議会は10月の下旬まで設置されて、最終答申を受けるわけですが、その辺につきましては資料として現時点のものをお見せできれば一番いいかと私どもは考えています。ただそれをこの本冊にどう織り込むかについては少し時間をいただきたいと思えます。

それともう一つは、実際総合計画は実施計画ではありませんで、施策の方向というところまでまとめさせていただいています。この施策の方向にしたがってどういう事業を盛り込んでいくかということは、今度実施計画あるいは区がメインステージという中で、来年区が発足した中で区の具体的なまちづくり計画を検討していくわけですが、その辺の実施計画レベルにならないと歳出というものは細かいところまで見えないわけがございますので、その大まかなところでの財源的な推計あるいは総合計画の施策に基づいて、どの程度市の財源の中で歳出できるかと大まかなところにつきましては、現時点でのものを何らかの方法でと

りまとめたいと思っています。先ほど来より申し上げておりますように、この総合計画書の中でフレームとして、人口フレームはお示しているところなのですが、どのように表現するかにつきましては、また検討させていただきたいと思っています。

(宮川委員)

政令指定都市になると何となく、バラ色に新潟市がよくなりますよというニュアンスは伝わってくるのですが、本当にそうなのかという素朴な疑問を実は持っている者たちが、私も含めて結構多いのです。ですから、新潟市の行政の方が考えていて、政令指定都市を目指したこの政令指定都市に間違いなく来年4月からなってよくなりますよと。具体的にどのようなことを少しアピールできれば、市民の人たちも非常に喜んで、だからこういう計画でこうなりますということが、少し曖昧的で大雑把な話ができないかとは思っています。その辺をどこかしら打ち出していただければという気がします。

(小田部会長)

ここの66ページのところの「現況と課題」のところ、ようは政令指定都市になったと。そうすることによって、今、市民ニーズが多様化したり高度化しているものに対応できる組織を作れるチャンスなのだと言っているわけです。最後の丸がそこですぐ逃げない、逃げてしまうから話がおかしいので、一方で何とかと決まり文句を入れて、少子高齢化社会で行政を取り巻く環境が厳しいことから。何もここで逃げなくてもいいわけで、これは全体のトーンなのだから、これをいちいち、ここで言わんとしていることは市民と行政との信頼の絆というものは、要するにそういう高度化するあるいは多様化している市民ニーズに政令指定都市になることに対応できる仕組みを作ることができるのだと。それをスマートでスピーディな市役所というキャッチフレーズで出したいと。しかしスマートというのは、この文書ではなかなかにじみ出てこないです。スマートという意味はわからないのですが、その中で言おうとしていることは、要するにここのところが大事だと思うのです。大きな区役所と専門性の高い小さな市役所というものは言葉のふっと合う言葉遊びとは言わないけれども、あまりにも説明不足と言いますか、わかっている人は何となくわかっているけれども、やはり普通の市民の目線で考えてやったときには、要するに大きな区役所といろいろなものがありますが、すぐ受け止めてくれる身近な区役所があって、それを効率的にあるいは専門性の高いものをきちっと目配りをしてくれる市役所があつと。それは何をもって大きいか、小さいかということは、それはお金の問題なのか、人材なのか、その辺の言葉が先行してしまったところが、どうも読みにくい、きれいすぎるという表現もございましたけれども、私なんか目がちかちかして、きれいな言葉ばかりあるものですから、ところが頭に残らないのです。

なぜ残らないかと言いますと、言わんとすることを別にもっとすっきり言ってくれればい

いのにと。その相応しい体制を作れます。そうすると多様化・高度化している市民ニーズというものをまず大きな区役所と。要するに身近な区役所が受け止める体制をつくと。区役所ですから、市役所というのは今度それをきちっと専門性の高いものの受け止めになる。民営化するということは、高度化・多様化と言っておいて、一方で拡大化という言葉も出てきます。拡大するということ。これは拡大するとなぜ分けているのかと。これは量という意味なのか、高度化とか多様化を質として拡大するというのは量的なことを言っているのか。そうすると量的なことだけ民営化することはないだろうと。民間でできるものは民間でと。何かこれも言葉の使い方が雑だという気がしまして、もしなのであれば高度化して多様化して。それで市民ニーズはもっと要求が大きくなっていると。これに応えようということが出来るチャンスなのですと。それを一極集中ではなくて、その言葉に込められた大きな区役所という言葉に込めたものと、小さな市役所と込めた言葉の意味を丁寧に説明してもらえればという気がします。それとその財政の効率化というところも高度経済成長時代から堅実な経済成長の社会環境の変化に対して。

ここでも持続的な行政運営を図るために、なぜまたここで持続的という言葉を使うのか。これはまさに前で使っている簡素で効率的な行政運営を図るために、最小のコストで最大の効果をとということというものを、最小のコストで最大の効果を得るための取り組みというものは、なぜ持続的な行政運営という言葉を使ってしまうのか。せっかくの思いは伝わるのですが、言葉を丁寧に使ってもらいたいという気がします。あとその辺の流れていくと、そういう職員が今度そういうものに効果を上げたり、市民の期待に応えられるための職員の能力とか、それをきちっと業績も評価するシステムを構築します。これを一つとってもどうやって評価するのか。どういう評価システムを考えているのだろうと思うわけで、これも別に政令市にならなくてもやらなければいけないことをあえて政令市になってもこういうことをあえてさらにやろうというところの意欲をもう少し表現してもらえないか。

それと市民の理解を得られる給与の適正化を図るとともに、職員の意欲向上を図るための給与体系。これはこんな語義矛盾はないのではないかと。私も組合問題で今、頭痛いですが、こういうところをずっと読んでしまいましたがあり得ないのです。これは誰のために書いているのか。ここで職員に向いているのか、市民に向いているのか。盛られていることに文句はないのですが、もう少し丁寧に書いてくれればいいのにという気がするのですが、あまりにもいろいろな言葉が踊ってしまっていることが読みにくいのかという気がします。現状と課題のところも最初に見ましたが、最後の一方で少子高齢化社会は当たり前のこと。こういう現状をふまえていることはもちろんのことと一言あればいいだけの話で、これは丸一個を一番最後に入れるということはまた逃げているのだなと。少し構成を考えても

らえれば、せっかく分権型協働都市として佐藤さんがおっしゃったように、協働で一緒にや
っていこうと気付いてきて、最後、市役所もいいチャンスなのだと。住民に近づける、住民
のニーズに応えられるいいチャンスの体制を作れるのだということを最後にうたおうと思っ
たのであろうと思うのです。

(森本委員)

67 ページの人材の育成ということで、先ほど少しでも具体的なことをといた意見ですか
ら、採用されなくても結構なのですが、先ほどから協働ということで市民協働と言っており
ますので、市役所の職員の人もボランティアを実践するとか、市民協働を実践するような仕
組みづくりみたいなものも書けば、少しは具体的になるのかという気がしております。

(雲尾委員)

(1)の部分なのですが、標題とそれ以降の内容があっていない。 が標題になって 以
下が流れている構成になっていると思う。この都市像が分権型協働都市というのに 地方分
権の推進がここになって出てくるのは、いかにも遅いのではないか、もっと前にくるべきで
はないか。

が二行ずつ、三つに分かれていますけれども、最初の二行の総務省との関係での定員管
理というようなことはあまり市民には関係ない話で、これはどちらかという、市民にとっ
て の組織の適正化とほとんど同じような内容しか書かれていないので、あえて書く必要が
あるのかどうかという点も検討が必要です。

残りの の四行部分は、 の人材の育成の部分と一緒にすることもできるのではないかと
いう点。

財政の効率化は当たり前の話で、選択と集中を続けていくとどうなるかという、周辺部
等を見捨てる意図はないかという可能性があるのです。誰も見捨てずにやっていきますよと
いう姿勢を示す方が、市としては正しいのではないかと私自身は思っています。以上が意見
です。

(小田部会長)

選択と集中などは、ある意味時代の言葉ですけれども、不用意に使ってしまうと、こうい
う言葉を聞くと、自分のところは選択してもらって、集中してもらえんと思ってしまいうので
す。そのところを注意しないと、合併のときにこういう言葉を使わない方がいいのではな
いかというのがあるので、使うとしたら注意して使っていただきたい。

今、雲尾委員がおっしゃるように、少し整理してもらって、実現の可能性があるのだとい
うことが伝わってくるような整理の仕方をしてくれれば、盛り込まれていることはすべて実
現したとしたら、いい言葉だと思えるようなものが散らばっていますので、それを整理して、

実現の可能性があるに。たしかに、雲尾委員がおっしゃるように、地方分権の推進というのは何でここに出てくるのかと。読む内容としても、あえて読み飛ばしてしまうようなところなので、その辺も整理をしてもらえれば、いずれにしても、スマートでスピーディな市役所という表題だけ先に決まったような感じで、スマートさとかスピーディさというのを少し整理していただければという気がします。

(松下委員)

内容についてお聞きしたいだけなのですが、68 ページの最後の、「情報公開・個人情報保護施策の充実」となっている最後の部分なのですが、「個人情報保護の充実を図ります」というのですが、具体策としては、最近住民基本台帳の閲覧の規制がありますね。それ以外にはどういったことを具体的にお考えでしょうか。それとも、私が知らないだけで、もうされているのでしょうか。

(岡田総務部長)

住民基本台帳の閲覧の制限、これは新潟市もこの間取り組んだところですが。個別的なところで、市民との対応の中で、非常に説明のバランスが難しいところも正直あります。例えば住民団体の方との対応でも、以前はよかったけれども、今はだめだとかということで、情報の保護と情報の公開というのが非常に微妙なところが、これは時代もあると思うのですが、そういうところも踏まえながら、さらによりいいものを目指していきたいとご理解いただきたいと思います。今、個別的にこれと、これをやるという施策のレベルまではございません。

(小田部会長)

活発な意見が出て、時間があっという間に過ぎてしまいました。時間だけは守ろうということで、今日の議論はとりあえずここで終わらせていただきます。

次回は23日に予定されておりますけれども、予定は5番目に移ります。もちろん、今日出させていただいた議論と、事務局でも用意しますというものもございますので、事務局の方は忙しいところを恐縮ですが、できる限り、少しでも早く、メールでもかまわないと思いますので、お知らせいただければと思います。

これで終わりますけれども、事務局でなにかございますか。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。今日、頂戴いたしましたご意見につきましては、整理をいたしまして、その対応案について、可能なものについては対応案をあわせて次回の部会にお示しし、改めてご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここでお願いがあるのですが、お車でお越しの委員の皆さまへのお願いでございます。本

館，分館の駐車場が大変混雑をしております，一般市民の来庁者の駐車に支障が出ているところがございます。誠に恐縮でございますが，次回以降，委員の皆さま方には，陸上競技場の駐車場あるいは燕喜館の前の駐車場がございますので，そちらをご利用くださいますように，ご協力をよろしくお願いいたします。

前回，お渡しいたしました第2回の議事録でございますけれども，ご修正いただいたものをお持ちでございましたら，お帰りの際に事務局お渡しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

（小田部会長）

では，お忙しいところありがとうございました。今日はこれで終わります。